

信書便 年報 2009

総務省 / 情報流通行政局
郵政行政部 信書便事業課

Correspondence Delivery Business Division
Postal Services Policy Planning Department
Information and Communications Bureau
Ministry of Internal Affairs and Communications

平成21年度版

信書便年報 (平成21年度版)

総務省 情報流通行政局 郵政行政部 信書便事業課



信書便年報

総務省 / 情報流通行政局
郵政行政部 信書便事業課



はじめに

本年報は、民間事業者による信書の送達事業の現況について広く知っていただくために、総務省においてとりまとめたものです。

はがきや手紙などの「信書」の送達の事業について民間事業者の参入を認める「民間事業者による信書の送達に関する法律」が、平成15年4月に施行されました。それから6年半が経過し、信書便事業への参入事業者は平成20年度末現在で283者を数え、取扱通数も毎年着実に増加するなど、信書便事業は社会の中で確実に広がりを見せています。

信書便市場においては、巡回集配サービスやバイクなどによる急送サービス、慶弔メッセージカードの配達サービスをはじめ、利用者のニーズを踏まえたきめの細かい様々なサービスが提供されています。また、警備業者や福祉事業者など、貨物運送業を本業としない事業者の参入が見られるなど、サービスの提供主体にも広がりが生じています。

本年報では、こうした信書便事業の現況について、説明やデータに加え、代表的なサービスの流れや実際の利用者からの話などのトピックを織り交ぜながら紹介しています。また、信書便制度の周知や個人情報保護の推進など信書便事業に関する総務省の取組や、信書便事業の開始手続などについても、分かりやすい形で掲載しております。

本年報が引き続き、国民の皆様方に広く活用され、我が国の信書便事業の現況や信書便事業に関する取組についてのご理解をより一層深めていただく一助となれば幸いです。

平成21年10月
総務省 情報流通行政局
郵政行政部 信書便事業課

はじめに

本編



第1章 信書便事業の概況

第1節 信書便事業とは	2
➔ 1 「信書」とは	2
➔ 2 信書便法の目的	4
➔ 3 信書便事業の種類	4
➔ 4 主な信書便サービス	6
(1) 巡回集配サービス	6
👉 🗨️ 利用者の声 巡回集配サービス編	7
(2) 定期集配サービス	8
(3) ビジネス文書の急送サービス	9
👉 🗨️ 利用者の声 ビジネス文書の急送サービス編	10
(4) メッセージカードの配達サービス	11
👉 🗨️ 利用者の声 メッセージカードの配達サービス編	12
第2節 信書便事業の現況	13
➔ 1 参入事業者数と役務の種類別提供者数の推移	13
➔ 2 参入事業者の法人形態、規模、主たる事業	14
➔ 3 本社所在地別の参入状況	16
➔ 4 引受通数の推移等	17
➔ 5 売上高の推移	18
👉 🗨️ 地方公共団体における公文書集配業務に関する 実態調査について	19

第2章 信書便事業に関する制度及び動向

第1節	信書便制度の周知	24
第2節	他人の信書の送達に関する適法性の確保	25
第3節	個人情報保護の推進	26
第4節	信書便事業に参入するには	27
→ 1	事業開始までの流れ	27
→ 2	事業の実施に関する許認可の基準	28
→ 3	事業開始後の遵守事項	29
→ 4	事後的な監督	30
第5節	信書便事業に関する施策	31
→ 1	郵便におけるユニバーサルサービス確保の在り方等に関する調査研究会の開催	31
→ 2	信書の送達サービス受付用への115番の使用について	32

資料編

→ 資料1	信書に該当する文書に関する指針	33
→ 資料2	民間事業者による信書の送達に関する法律	37
→ 資料3	民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則	47
	信書便に関するお問い合わせ先	61

凡例

- 文中における略号は次のとおりです。

略号	正式名称
信書便法	民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年7月31日法律第99号）
施行規則	民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年1月24日総務省令第27号）

- 法令等の内容は、平成21年3月31日現在です。



第1章

信書便事業の概況



通信手段の一つである信書の送達の事業は、130年以上もの間、郵便事業として国が独占して行ってきましたが、平成15年4月から信書便法が施行され、郵便事業とは別の信書便事業として、民間事業者の参入する途が開かれました。この章では、「信書」とはどのようなものか、信書便事業にはどれくらいの事業者が参入し、どのようなサービスを提供しているのかといったことをご紹介します。

第1節 信書便事業とは

p2

- ➔ 1 「信書」とは
- ➔ 2 信書便法の目的
- ➔ 3 信書便事業の種類
- ➔ 4 主な信書便サービス

第2節 信書便事業の現況

p13

- ➔ 1 参入事業者数と役務の種類別提供者数の推移
- ➔ 2 参入事業者の法人形態、規模、主たる事業
- ➔ 3 本社所在地別の参入状況
- ➔ 4 引受通数の推移等
- ➔ 5 売上高の推移

第1節

信書便事業とは

1 「信書」とは

「信書」とは、はがきや手紙のように、特定の受取人に対して、差し出した人の意思を表示したり、事実を通知する文書をいいます（郵便法第4条第2項）。

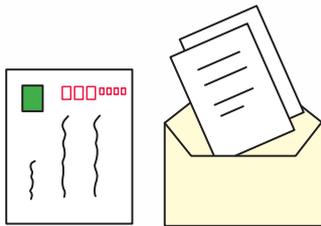
はがきや手紙のほかにも、請求書や契約書、招待状、証明書、一部のダイレクトメールなども、特定の受取人に対し内容を伝えるために送付する場合は「信書」に該当します。

「信書」は通信手段であり、憲法が保障する通信の秘密を保護する必要があることから、「信書」についての秘密を侵すことは禁止されています。また、他人の「信書」の送達の事業は、郵便事業株式会社と信書便事業者のみが行うことができ、宅配便やメール便で「信書」の送付を行うことは禁止されています（P25参照）。

なお、信書便法では、「信書」そのものだけでなく、信書の包装及びその包装に封入される信書以外の物を含めた「信書便物」を単位として、様々な取扱いを定めています。

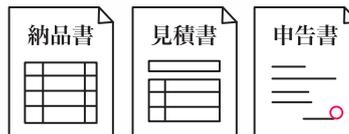
信書に該当する文書の例

書状



請求書の類

【類例】
納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書



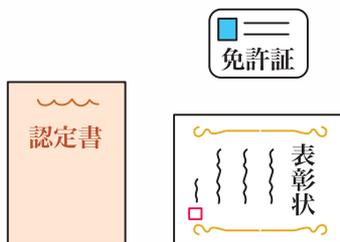
会議招集通知の類

【類例】
結婚式等の招待状、業務を報告する文書



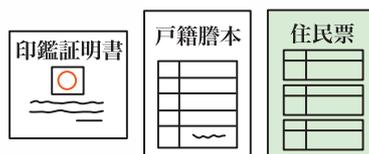
許可書の類

【類例】
免許証、認定書、表彰状



証明書の類

【類例】
印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し



ダイレクトメール

- ・文書自体に受取人が記載されている文書
- ・商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書

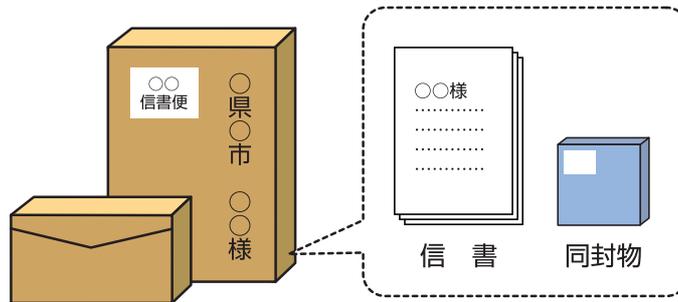


信書便物

信書そのもの



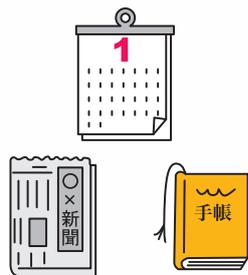
信書と信書以外のものを封入した包装



信書に該当しない文書の例

書籍の類

【類例】
新聞、雑誌、会報、会誌、
手帳、カレンダー、ポスター

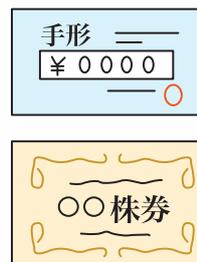


カタログ



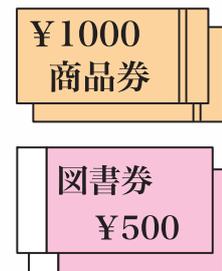
小切手の類

【類例】
手形、株券



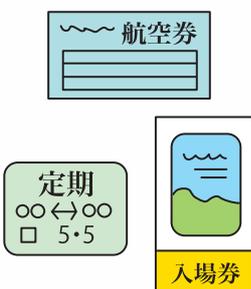
プリペイドカードの類

【類例】
商品券、図書券



乗車券の類

【類例】
航空券、定期券、入場券



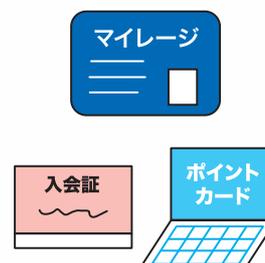
クレジットカードの類

【類例】
キャッシュカード、
ローンカード



会員カードの類

【類例】
入会証、ポイントカード、
マイレージカード



ダイレクトメール

- ・専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの
- ・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの



2 信書便法の目的

信書便法は、「民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、郵便法と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資する」ことを目的とされています。

3 信書便事業の種類

信書便事業には2つの種類があります。

(1) 一般信書便事業

「一般信書便事業」とは、「信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であって、その提供する信書便の役務のうち一般信書便役務を含むもの」です。

「一般信書便役務」とは、長さ、幅及び厚さがそれぞれ40cm以下、30cm以下及び3cm以下であり、かつ、重量が250g以下の信書便物を国内において差し出された日から原則3日以内に送達する信書便の役務です。

一般信書便事業を営む許可を受けた一般信書便事業者は、一般信書便役務を必ず提供しなければなりません。他の信書便役務については任意に提供することができます。例えば、長さが40cmを超える信書を送達日数の制限を設けずに送達する役務を提供することや、特定信書便事業の取り扱う長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超える信書を送達する役務も提供できます。もちろん、一般信書便役務のみを提供することもかまいません。

これは、従来、国家独占とされてきた信書の送達の事業に競争原理を導入することにより、利用者の選択肢を拡大し、その利便の向上を図ることを目指すとともに、引き続き、信書の送達の役務の日本全国におけるあまねく公平な提供（ユニバーサルサービスの提供）を確保するため、これに支障のない範囲で信書の送達の事業への民間事業者の参入を認めるという趣旨を

定めたものです。

(2) 特定信書便事業

「特定信書便事業」とは、次のいずれかに該当する信書便の役務のみを他人の需要に応ずるために提供する事業です。

- ① 長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの（以下「1号役務」といいます。）。
- ② 信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達するもの（以下「2号役務」といいます。）。
- ③ 料金の額が1,000円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの（以下「3号役務」といいます。）。

一般信書便事業

国民生活にとって基礎的な通信サービスを確保する観点から、「一般信書便役務」(※)と呼ばれるサービスを提供することを条件にすべての信書の取扱いが可能となる事業です。

※軽量・小型の信書便物（長さ40cm・幅30cm・厚さ3cm以下で重量250g以下）を全国均一料金にて全国で引き受け、国内において原則3日以内に配達するサービス



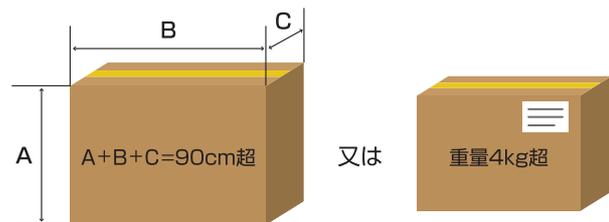
特定信書便事業

特定の需要に応えるサービスを提供するもので、以下のいずれかに該当するサービスのみを提供できる類型です。

① 大きい／重いサービス

以下「1号役務」といいます。

長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するサービス



② 急送サービス

以下「2号役務」といいます。

差し出された時から3時間以内に信書便物を送達するサービス



③ 付加価値の高いサービス

以下「3号役務」といいます。

料金の額が1,000円を下回らない範囲内において総務省令で定める額（国内は1,000円）を超えるサービス



4 主な信書便サービス

現在、信書便事業者が提供している主なサービスをご紹介します。

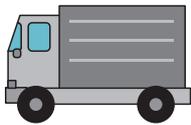
(1) 巡回集配サービス

■ 対象信書の例：通知文書、依頼文書、指示文書

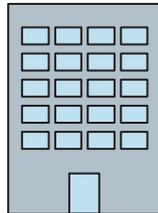
一定のルートを巡回して、各地点で信書便物を順次引き受け、配達するサービスです。自治体（本庁、出張所、学校、図書館ほか）、企業（本社、支社間ほか）や、大学（キャンパス間ほか）などで利用されています。

サービスの流れ 例

1

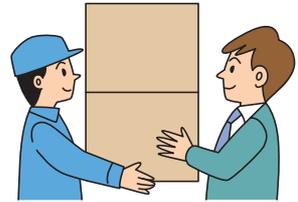


区役所・出張所宛ての信書便物を積んで出発

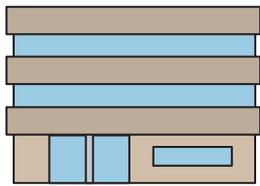


本庁

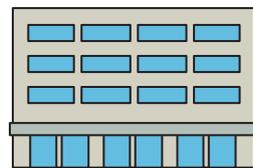
4



本庁宛ての信書便物2通を配達



区役所



出張所

2



区役所宛ての信書便物を配達
本庁宛ての信書便物を引受け

3



出張所宛ての信書便物を配達
本庁宛ての信書便物を引受け

利用者の声

巡回集配サービス編

世田谷区役所は、平成18年4月から本庁と総合支所、出張所、幼稚園、学校、図書館など計263機関を午前6コース、午後6コースの運行で巡回する文書等の集配業務を特定信書便事業者に委託しています。

以下は、文書集配に関するご担当者の方からお聞きしたお話です。



1 信書便のご利用の前は、文書等の集配業務をどのような方法で行っていましたか。

特定信書便事業者へ委託する前は、委託事業者が運転する車両に区役所職員が同乗して、巡回先の職員との間で文書等の受渡しを行っていました。



2 信書便サービスを導入することとした経緯を教えてください。

平成15年度の政策評価委員会の報告書で示された民間委託等の推進による効率的な行政の実現の一環として、他の自治体の動向などを踏まえて区役所内で検討を行い、文書等の集配業務に信書便を利用することにしました。



3 信書便を利用するに当たって苦労されたことや留意されたことはありますか。

信書便を利用する前に蓄積していたノウハウを、特定信書便事業者にそのまま承継して、これまでどおり確実な業務運行が図れるように努力しました。例えば、信書便物のあて先の記載があいまいな信書便物は独自に判断せずに必ず持ち帰って確認してから配達するように指導しています。

それから、委託契約期間は原則1年（3年間更新可）で、入札により委託先が変更となることがあります。この場合、2か月前から新規の委託先担当者との綿密な打ち合わせを行い、委託開始までに十分な教育や実地走行訓練を行わせるなど確実な運行が行えるよう指導しています。



4 信書便を導入してどのような効果がありましたか。

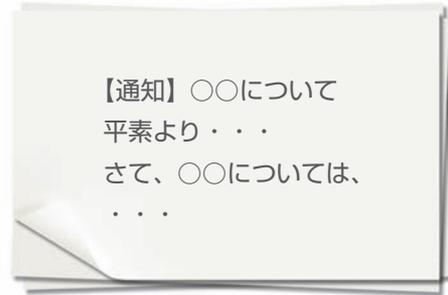
文書の仕分業務と巡回集配業務を合わせたコスト比較になりますが、委託後は、委託前よりも3分の1程度のコストとなりました。業務運行については、今年度から委託した業者のため誤配等はありませんが、おおむね順調に行われています。



(2) 定期集配サービス

■ 対象信書の例：通知文書、指示文書、請求書

一定のルートを経由して定期的に運行し、各地点で信書便物を順次引き受け、配達するサービスです。企業の内部（本社から支社、支社から営業所ほか）や、企業間（取引先間ほか）などで利用されています。



サービスの流れ 例

1

信書便事業者と利用者（顧客）との間で、あらかじめ、運行するルートや地点数、スケジュールなどの仕様を調整します。



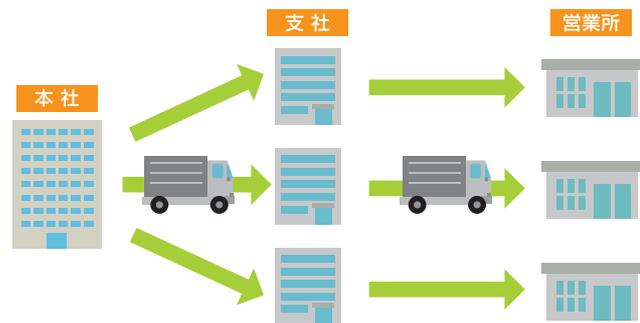
2

本社など（起点）で、支社など（各集配先）あての信書便物について、通数などを確認の上、引き受けます。



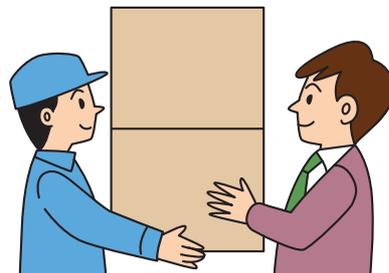
3

ルートに従って運行し、支社などで信書便物の通数などを確認の上、配達するとともに、その支社など（起点）から営業所など（各集配先）あての信書便物について、通数などを確認の上、引き受けます。



4

ルートに従って運行し、営業所などで信書便物の通数などを確認の上、配達します。



(3) ビジネス文書の急送サービス

■ 対象信書の例：請求書、領収書、見積書

請求書や領収書などの信書便物について、比較的近い距離や限定された区域内を急送するサービスです。引き受けた配送員がそのまま直接配達する方法と、ハブ機能をもたせた営業所を経由して運びつなぐ方法があります。



サービスの流れ 例

1

利用者（顧客）がコールセンターに連絡し、引受場所、配達先などの情報を知らせます。



2

コールセンターが、指定された引受場所に最も近い配送員に連絡し、引受けを指示します。



3

配送員が指定された引受場所まで取り集めに出向き、信書便物を引き受けます。



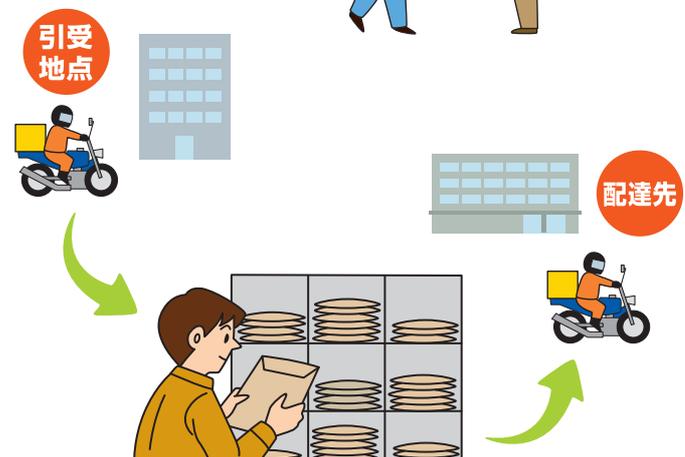
4

直接配達するパターン

指定された配達先まで直接向かい、信書便物の通数などを確認の上、配達します。

営業所を経由するパターン

引き受けた信書便物を、ハブ機能を有する営業所まで一旦運び、そこで方面別に区分して配達先の地域を担当する別の配送員が配達先に向かい、通数などを確認の上、配達します。





利用者の声



ビジネス文書の急送サービス編



神奈川県に本社を有するB社は、バイク便により、引き受けた信書便物を3時間以内に送り届けるサービス（2号役務）を行っています。今回、同社の信書便サービスを利用されているお客様に、幾つかの質問にお答えいただきましたので、その一部をご紹介します。

質問事項

- ① 現在、信書便でどのようなものを送っていますか？
- ② 信書便を利用する前は、どうやって送っていましたか？
- ③ 信書便を利用するきっかけになったことは何ですか？
- ④ 信書便を利用することにした決め手は何ですか？
- ⑤ 信書便を利用してどのような効果がありましたか？
- ⑥ 今後、どのようなサービスを望みますか？



Aさん

- ① 職場から、その日のうちに弁護士事務所に書類を送ります。
- ② 郵便で送るか、自ら事務所に持参していました。
- ③ 職場の前任者がホームページで知ったことです。
- ④ 即日配送をしていただけるし、配達したことの報告を速やかにいただけます。
- ⑥ 利用方法やコストの提案をしていただければ、利用の頻度も増えるかも知れません。



Bさん

- ① 個人情報に記載された書類を送ります。
- ② 郵便で送っていました。
- ④ 即日配送が可能で、書類を直送してくれるので確実に相手に届きます。
- ⑤ 至急案件に対応できるようになりました。

Cさん

- ① 内緒です。
- ② 別のサービスを利用していました。
- ③ 同僚からクチコミで知りました。
- ④ 郵便よりも速く、当日のうちに届きます。
- ⑤ 納期ギリギリまで作業ができるようになりました。



(4) メッセージカードの配達サービス

■ 対象信書の例：慶弔メッセージ

お祝いやお悔やみといったメッセージをインターネットや電話、FAXで受け付けた後、配達先に比較的近い地域でメッセージカードを印刷し、そのカードを装飾が施された台紙やぬいぐるみなどと一緒に配達するサービスです。

サービスの流れ 例



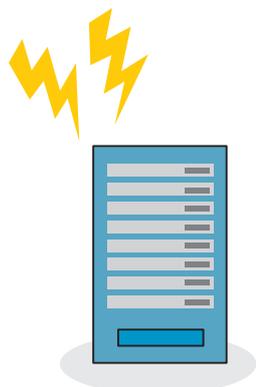
1 インターネットで申込み



4 会場に配達



2 サーバーで受付



3 メッセージを紙に出力
台紙に添付



利用者の声

メッセージカードの配達サービス編



東京に本社を有するA社は、平成20年7月から特定信書便事業者が提供するメッセージカードの配達サービス（以下「信書便サービス」といいます。）を利用しています。主に社内や取引先において人事異動があった際のお祝いのお祝いメッセージやお悔やみ事があった際のお悔やみのメッセージを送る時に利用しています。

信書便サービスの利用件数は、平均すると月に約120件となっています。

以下は社内に同サービスを導入し自らも利用されている方からお聞きしたお話です。

1

信書便サービスを利用することとした経緯を教えてください。

今まで電報を利用していましたが、特定信書便事業者の営業担当者の説明を受けて電報と同様のサービスがあることを知り、両方のサービスにメリットがあると考えて併用して利用することとしました。



2

電報と信書便サービスをどのように使い分けているのですか。

電報は、3時間以内に配達してくれるので、至急送りたいお悔やみのメッセージの送付に利用しています。一方で、お祝いのメッセージを送る場合は、コストと台紙の種類を勘案して信書便サービスを利用しています。



3

これまで信書便サービスを利用して感じた利点を教えてください。

メッセージカードの質を落とすことなくコスト面で2～3割程度の削減ができ、大きなメリットを感じています。また、メッセージカードの配達が終わった際に無料で配達完了の通知をしてくれるので、無事に届いたことが確認できて安心できます。



4

信書便サービスに今後期待することを教えてください。

メッセージをいつ誰に送ったかなどの利用履歴がウェブでいつでも確認できるようになると便利になると思います。当社は、利用が多く、間違いなく送っているかを後で確認することがあり、利用履歴がないと確認のために負担が掛かります。また、当日配達のスループードの向上、宛名の文字数制限の拡大を期待します。

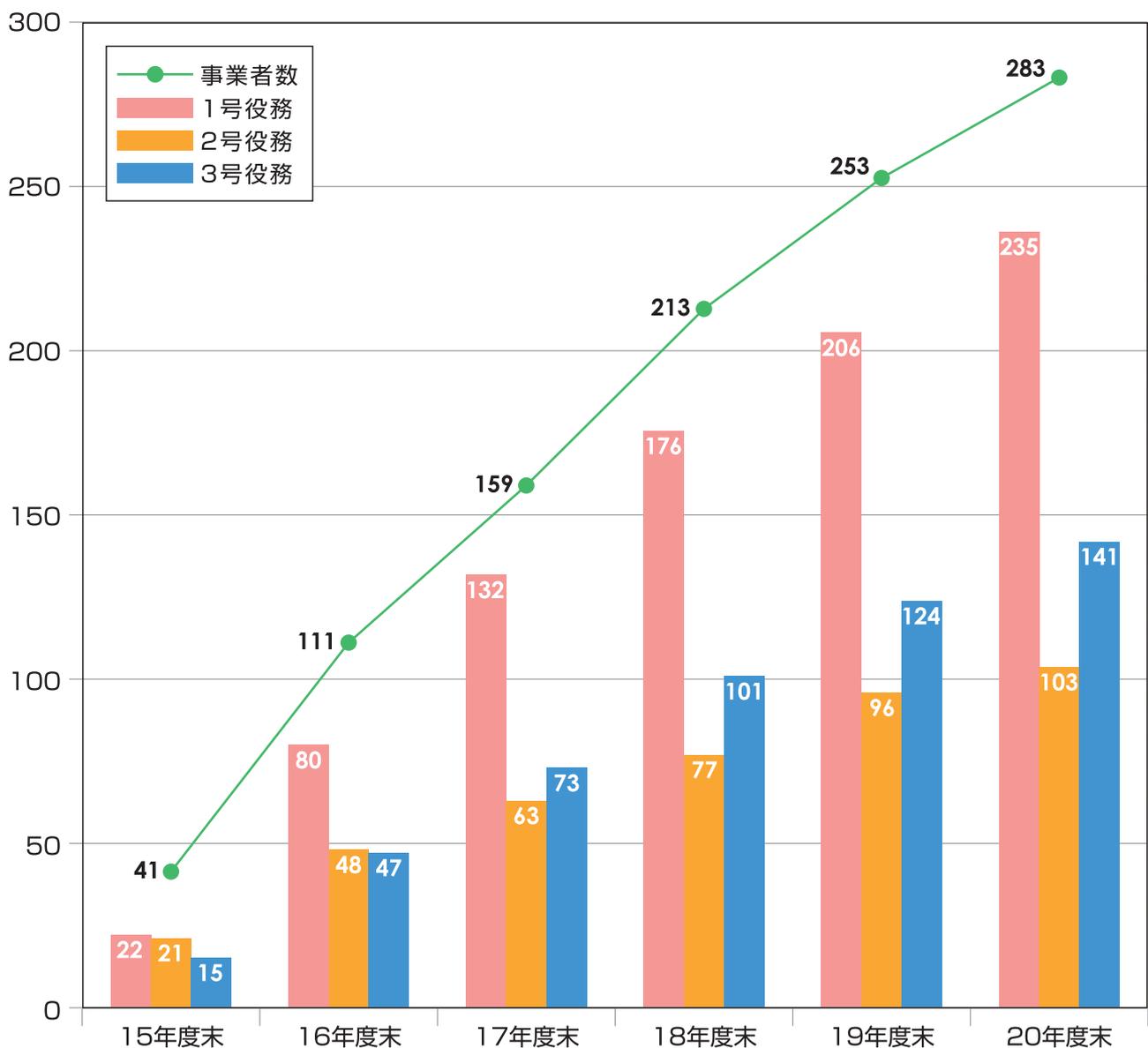


1 参入事業者数と役務の種類別提供者数の推移

一般信書便事業への参入はないものの、特定信書便事業への参入は増加を続けており、平成20年度末時点で283者となっています。

役務別に見ると、1号役務を提供する事業者の増加が目立ち、1号役務と3号役務を提供する事業者の割合が多くなっています。このうち1号役務については、地方公共団体における公文書集配業務の受託を見込む参入事業者が多いことが割合の多くなっている理由の1つと考えられます。（公文書集配業務の信書便事業者への委託状況は、22ページをご参照ください。）

■ 図表1 事業者数及び役務の種類別提供者数の推移

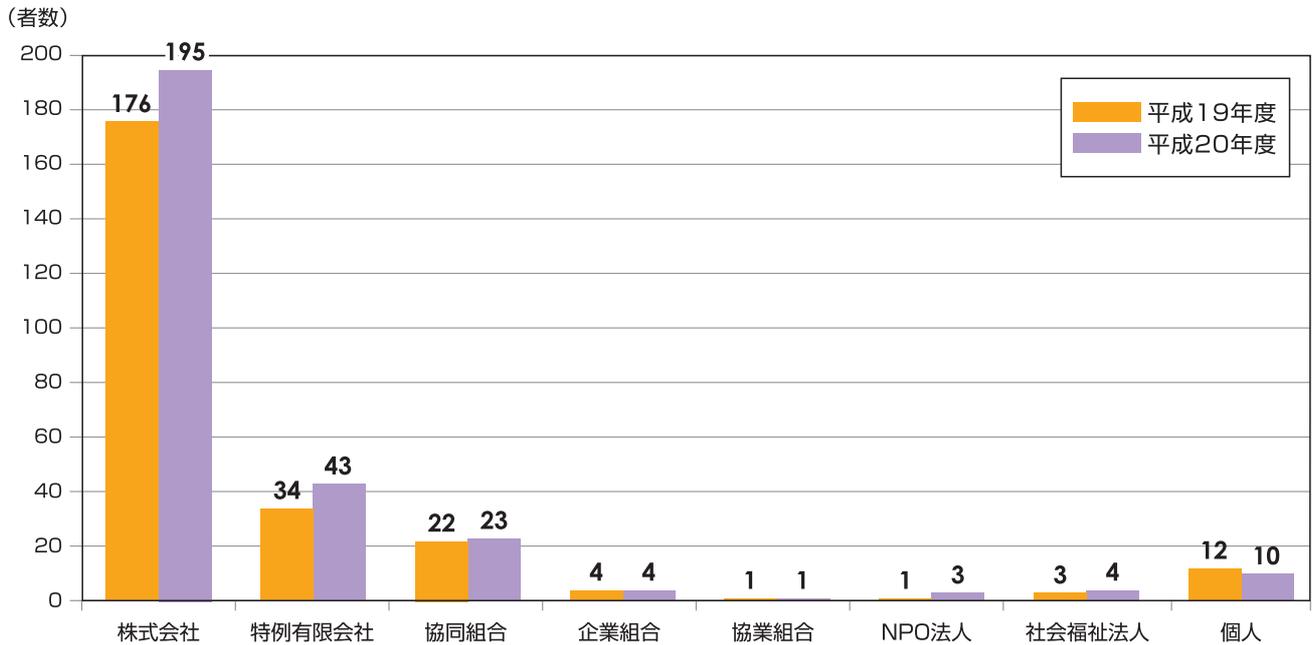


2 参入事業者の法人形態、規模、主たる事業

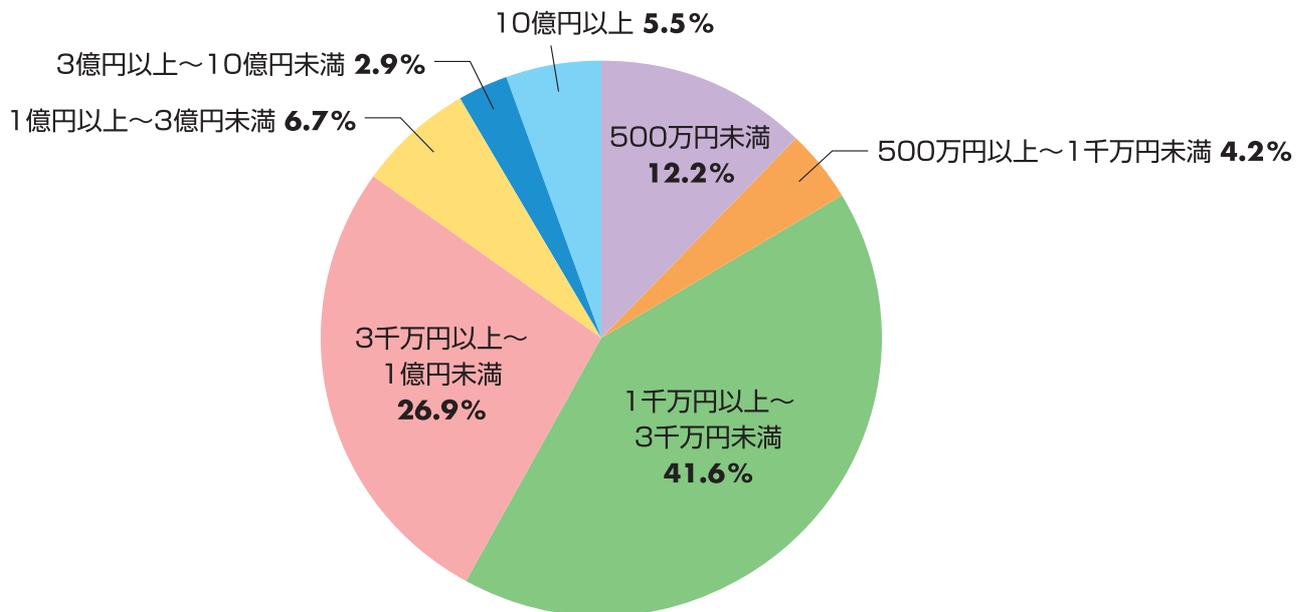
信書便事業者における法人の形態は、株式会社が最も多く、昨年度から19者増えて195者となっています。次いで特例有限会社の43者、協同組合の23者です。

また、会社形態の参入事業者を資本金規模別に見ると、3千万円未満が全体の6割を、その中でも1千万円未満が約16%を占めており、個人事業主などの存在をあわせ考えると、小規模な事業者による参入も比較的容易であるとみることができます。

■ 図表2 参入事業者の法人形態



■ 図表3 会社形態の参入事業者の資本金規模（平成20年度末時点）



参入事業者283者が行う主たる事業をみると、貨物運送業（荷物の宅配サービスが代表的なものです）が222者（約78%）と大多数を占め、次いで警備業7者（約2%）、障がい者福祉事業7者

（約2%）の順となっており、信書送達業に特化しているのは2者のみです。概して、会社全体の売上高のうち信書送達業の占める割合は少ない状態です。

■ 図表4 参入事業者が営む主たる事業（平成20年度末時点）

業種	事業者数	業種	事業者数
貨物運送業	222	電気機械器具小売業	3
警備業	7	信書送達業	2
障がい者福祉事業	7	不動産業	2
電気通信サービス業	5	建設業（造園工事）	1
廃棄物処理業	5	教育、学習支援業	1
ビルメンテナンス業	4	その他卸売・小売業	4
旅客運送業	3	その他サービス業	14
製造業	3	計	283*

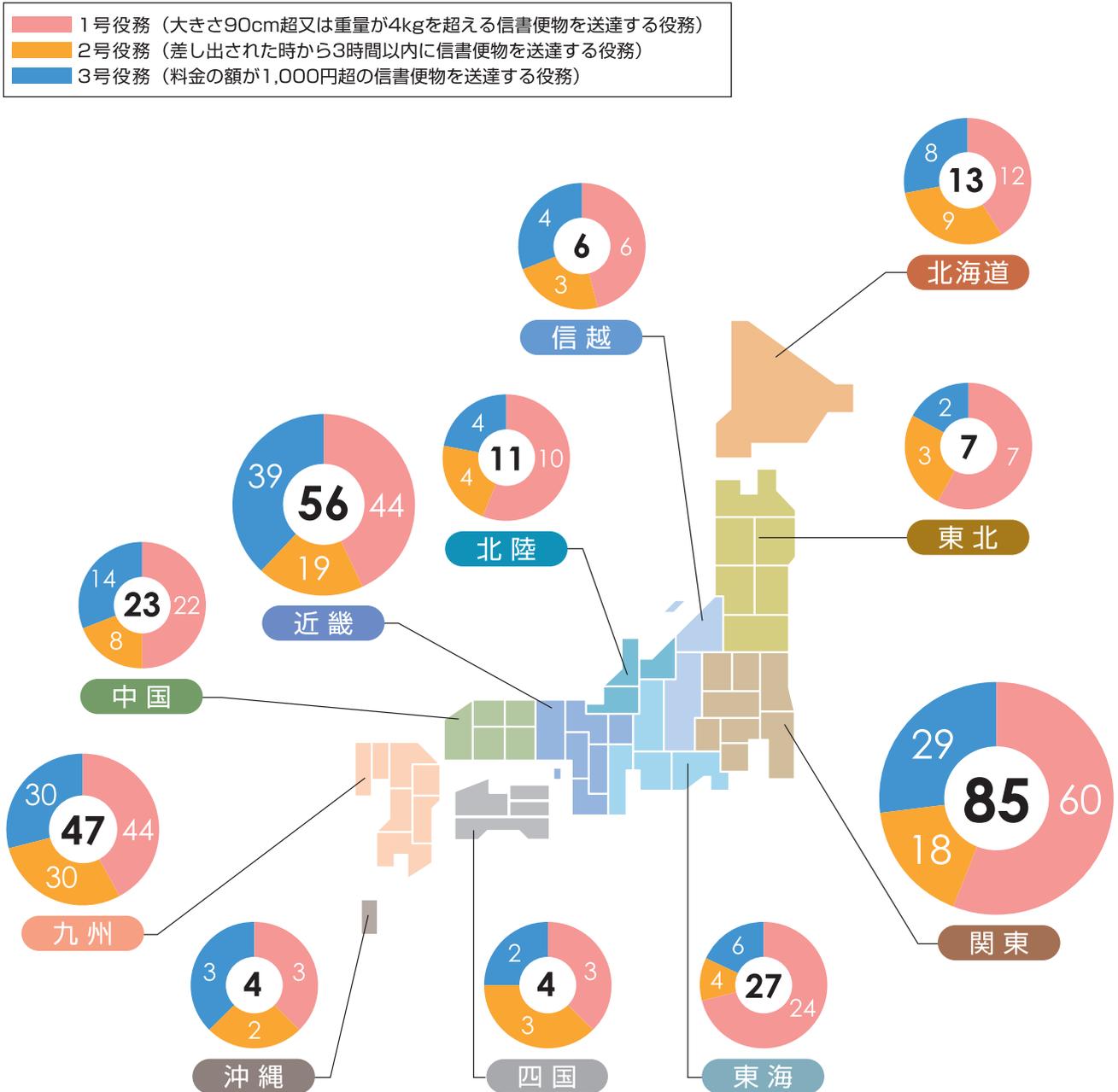
※283者のうち個人事業者は10者



3 本社所在地別の参入状況

参入事業者の本社所在地別の内訳については、
 関東（約30%）・近畿（約20%）・九州（約17%）
 に本社を置く事業者が比較的多くみられます。

■ 図表5 本社所在地別事業者数及び役務別提供者数（平成20年度末時点）



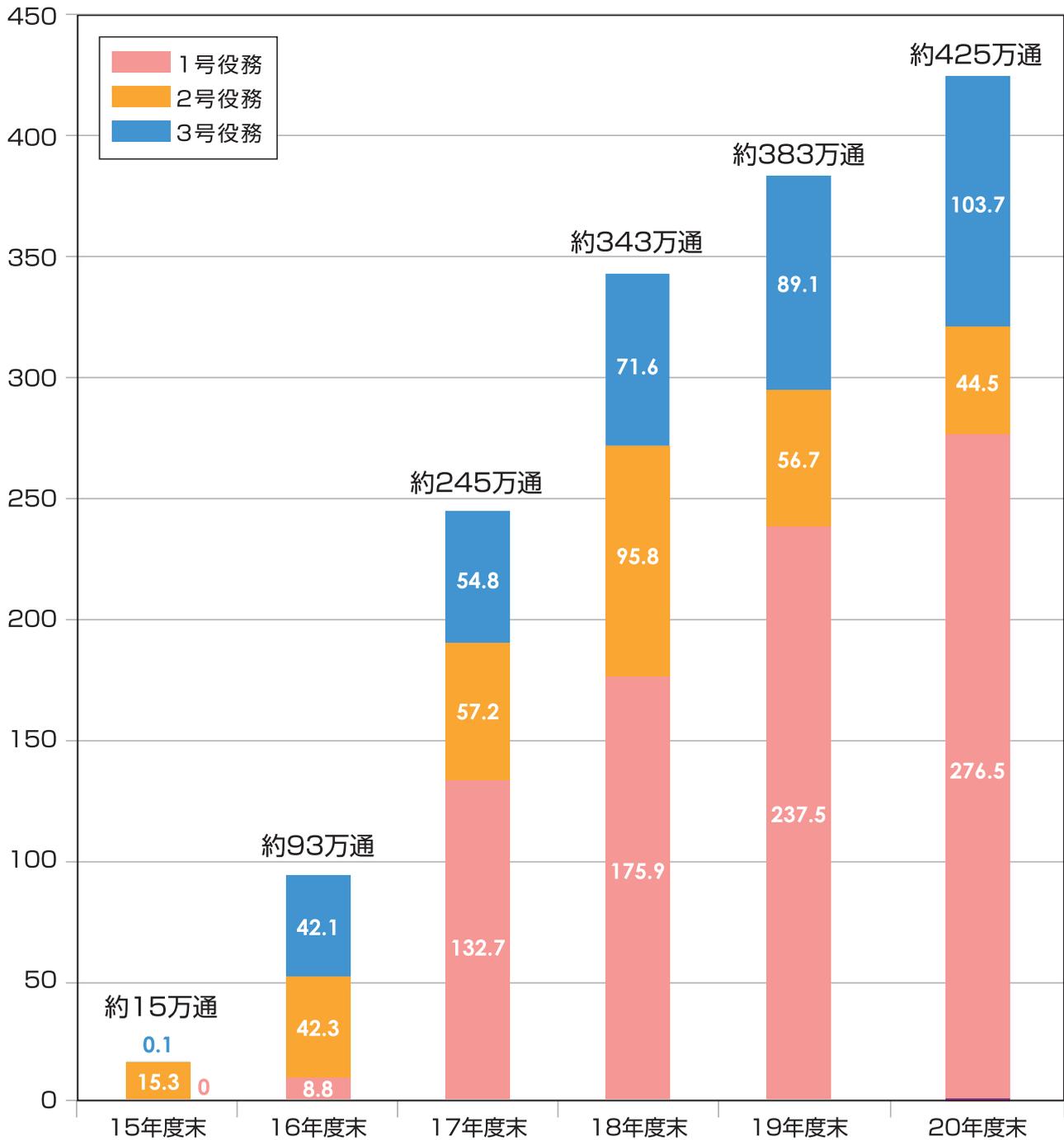
※複数の役務を提供する事業者がいるため、事業者数と役務の種類別提供者数の合計は一致しません。

4 引受通数の推移等

事業者数の増加にあわせて引受通数も伸びており、平成20年度においては全体で約425万通（対前年度比約1.1倍）となり、そのうちの約3分の2を1号役務が占めています。

役務別に見ると、引受通数のうち、1号役務は約277万通、次いで3号役務が約104万通、2号役務は約45万通となっています。

■ 図表6 役務別引受通数の推移

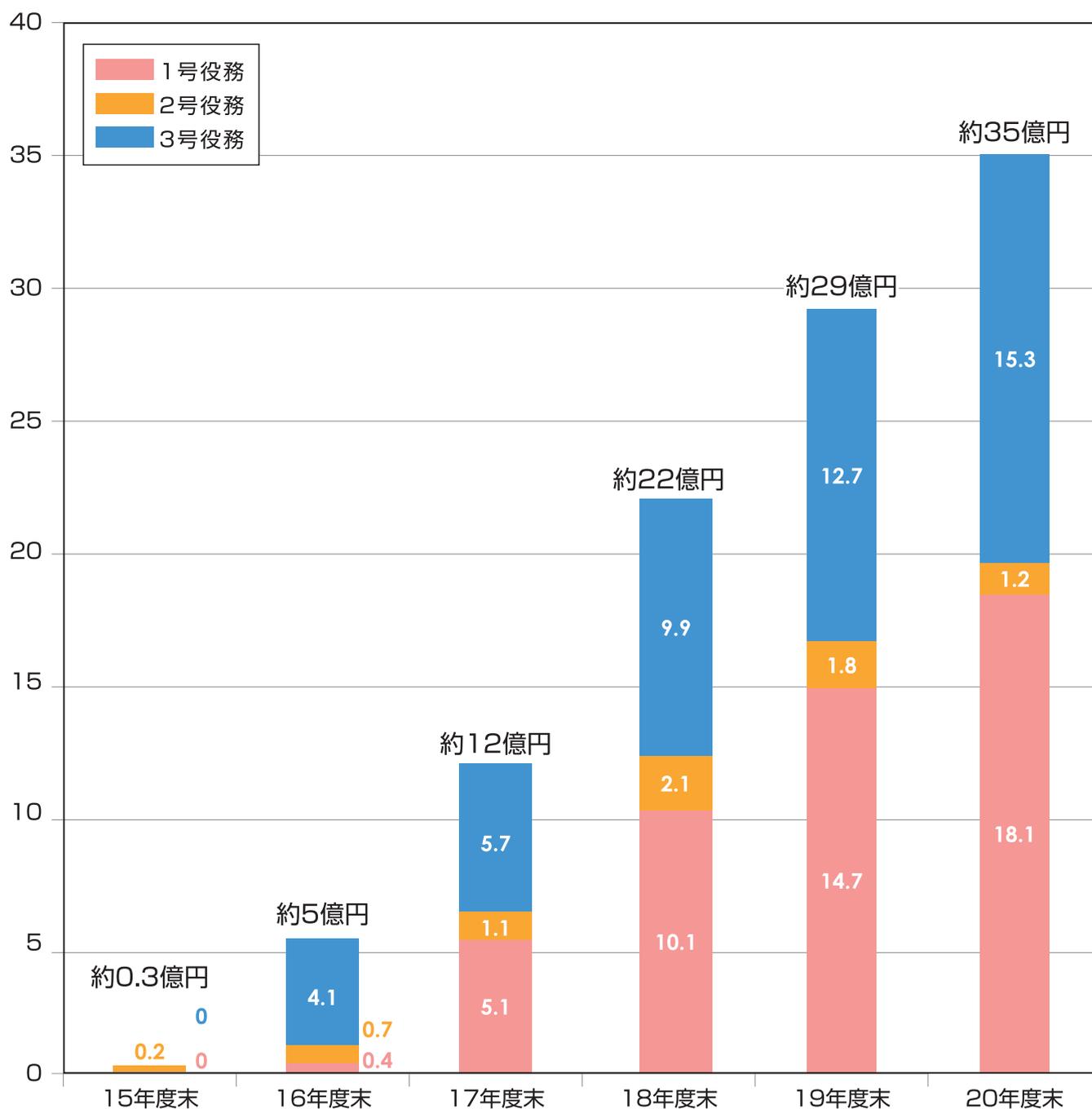


5 売上高の推移

引受通数の増加にあわせて売上高も伸びており、平成20年度においては全体で約35億円（対前年度比約1.2倍）となりました。

役務別に見ると、売上高総額のうち、1号役務は約18億円（約52%）、次いで3号役務が約15億円（約44%）、2号役務は約1億円（約3%）となっています。

■ 図表7 役務別売上高の推移





地方公共団体における 公文書集配業務に関する実態調査について



総務省では、都道府県、特別区、人口10万人以上の市（264市）の合計334団体を対象に、標記アンケート調査を実施しました。回答数は284団体で、回答の概要は次のとおりです。

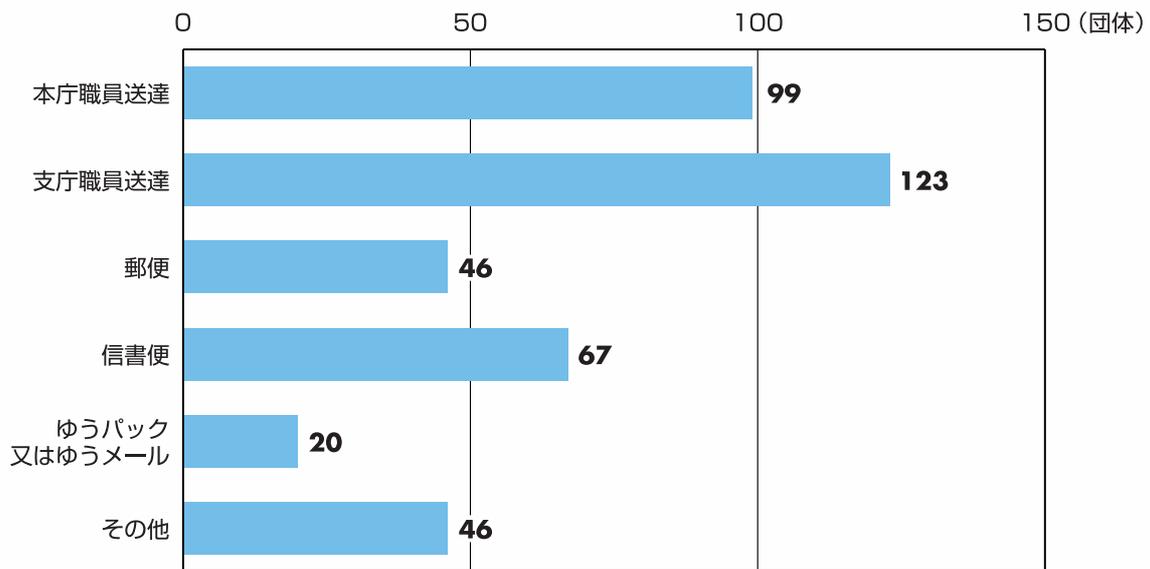
1. 現状

回答があった団体のうち、特定信書便事業者が提供する公文書等集配業務（以下、巡回集配サービスといいます。）を利用しているのは67団体（24%）となっており、概ね4分の1の団体が、公文書集配業務において信書便を利用しています。

注) 巡回集配サービス

一定のルート巡回して、各地点で信書便物を順次引き受け、配達するサービスです。地方公共団体では、本庁、出張所、学校、図書館等との間の公文書のやり取りに活用されています。

本庁支庁間の公文書送達の方法



対象：284団体



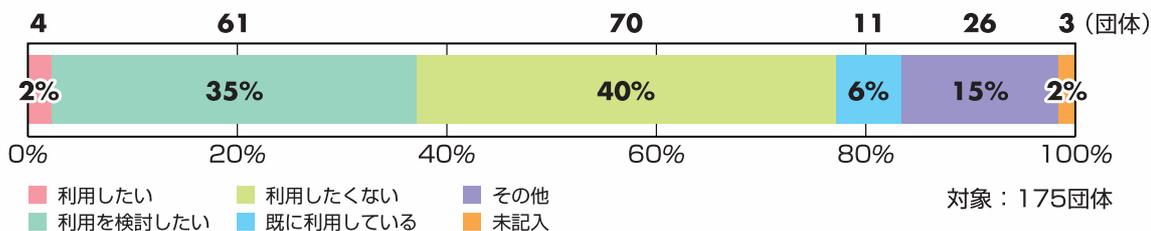
地方公共団体における 公文書集配業務に関する実態調査について

2. 職員によって送達している団体の動向

(1) 巡回集配サービスの利用希望

巡回集配サービスを利用していない175団体のうち、「本庁職員による送達」、「支庁職員による送達」と回答した団体において、「巡回集配サービスを利用したい」又は「検討したい」とする団体は37%で、「利用したくない」とする団体は40%となっています。

巡回便形式で受託できる事業者の利用希望



「利用したい」又は「検討したい」とする37%の内訳は、「本庁職員が送達している団体」、「支庁職員が送達している団体」、「両方が該当する団体」で、ほぼ同じくらいの割合となっています。

なお、「利用したくない」とする40%の内訳は、「本庁職員が送達している団体」が24%、「支庁職員が送達している団体」が54%、「両方が該当する団体」が21%となっており、「支庁職員が送達している団体」が半分以上を占めています。

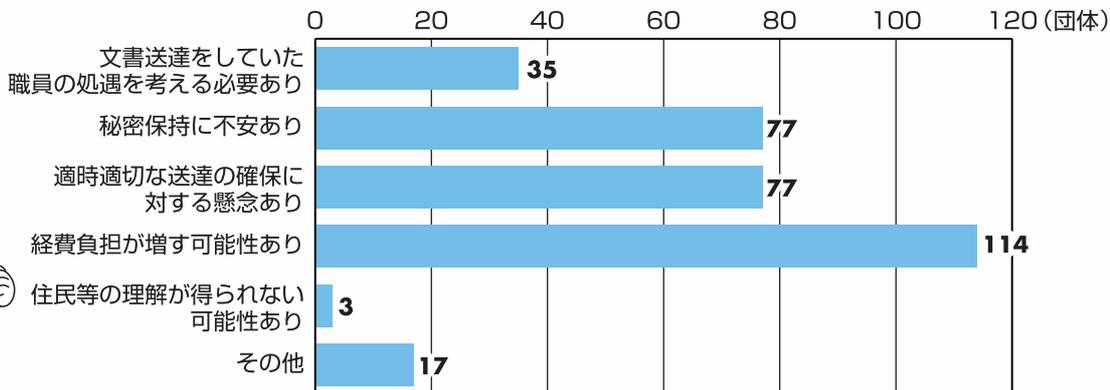
(2) 巡回集配サービスを利用しない理由

「本庁職員による送達」「支庁職員による送達」と回答した175団体において、巡回集配サービスを利用していない理由は、「経費負担増の可能性」が114団体（65%）と最も多く、次いで「適時適切な送達の確保の懸念」77団体（44%）、「秘密の保持に不安」77団体（44%）となっています。

※複数回答により合計値は100%になりません。

民間事業者に委託することに対する課題

対象：175団体





地方公共団体における 公文書集配業務に関する実態調査について

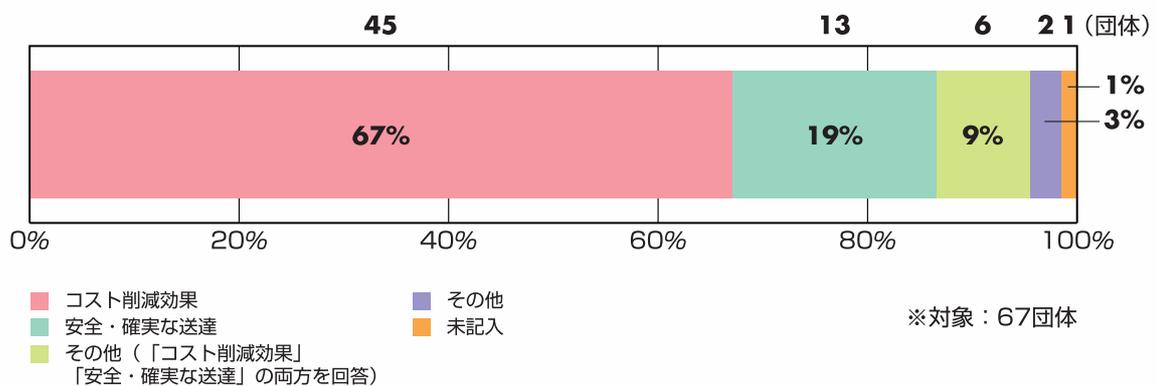
3. 巡回集配サービスの導入理由及び効果等

巡回集配サービスを利用している団体が、集配巡回サービスを導入した理由は、コスト削減の期待が73%と最も多く、次いで業務の効率化18%、安全・確実な送達を期待13%となっています。

※複数回答により合計値は100%になりません。

また、巡回サービスの利用の導入によるメリットは、コスト削減が67%と最も多く、次いで安全確実な送達19%となっています。また、コスト削減及び安全・確実な送達の両方を回答した団体は9%となっています。

信書便導入のメリット



巡回サービスの利用開始時期は、信書便事業の参入が開始された平成15年に利用を開始した団体もありますが、最も多いのが平成17年度に開始した団体で24%（16団体）、次いで平成18年度に開始した団体が19%（13団体）となっています。

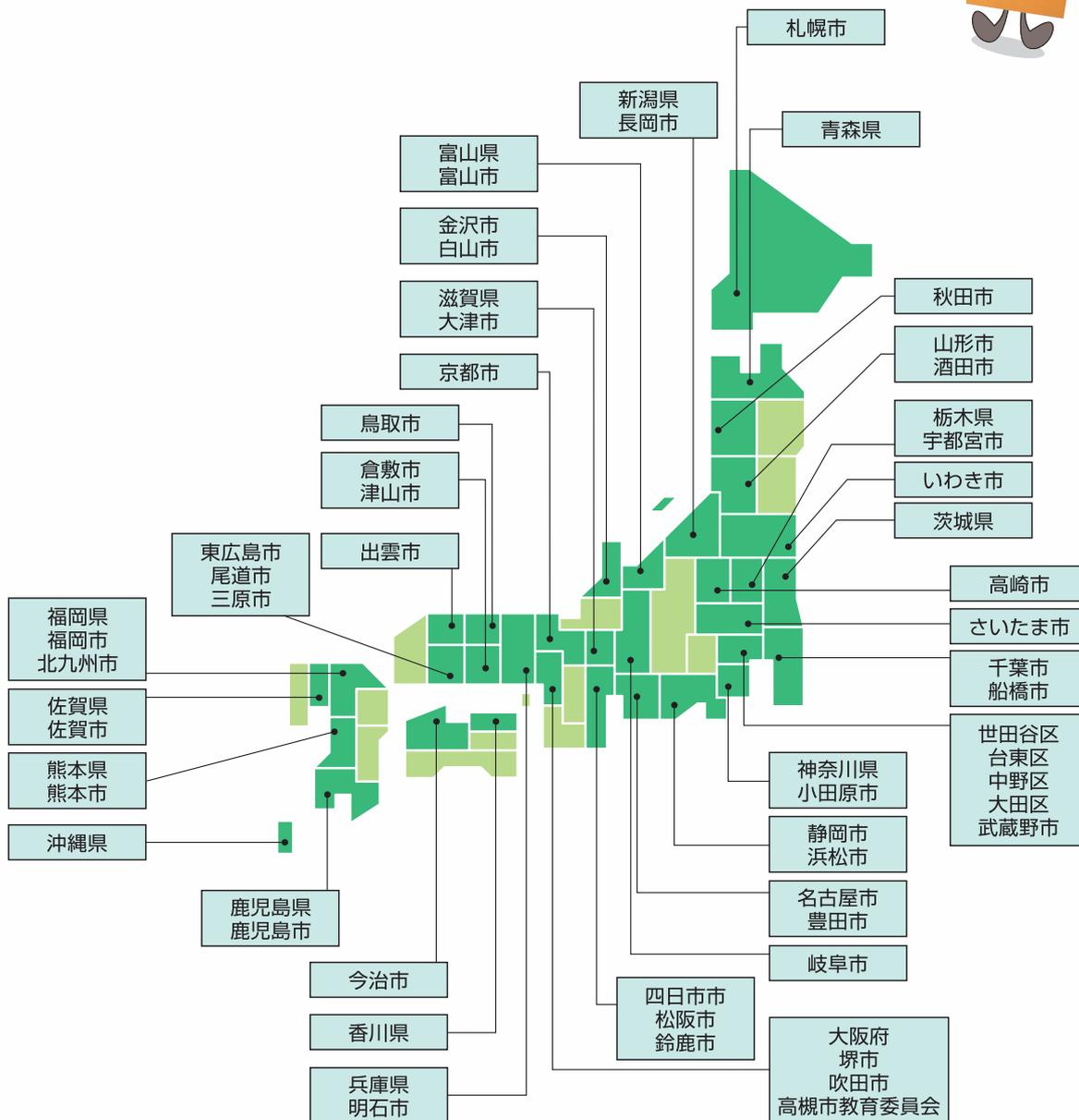
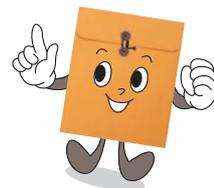




地方公共団体における 公文書集配業務に関する実態調査について

4. 公文書集配業務の信書便事業者への委託状況

巡回集配サービスを導入している主な団体は、以下のとおりです。



第2章

信書便事業に関する制度 及び動向



信書便事業は平成15年から新たに参入が可能となった
まだまだ新しい事業であることから、
総務省において、全国各地で信書便事業に関する周知・広報に取り組んでいます。
また、個人情報の保護に関する国民の意識が高まるなか、
信書便事業分野においても適切に個人情報保護が図られるよう、
総務省としても必要な施策を講じているところです。
この章では、こうした信書便事業に関する総務省の取組についてご紹介します。

第1節 信書便制度の周知 P24

第2節 他人の信書の送達に関する適法性の確保 P25

第3節 個人情報保護の推進 P26

第4節 信書便事業に参入するには P27

- ➔ 1 事業開始までの流れ
- ➔ 2 事業の実施に関する許認可の基準
- ➔ 3 事業開始後の遵守事項
- ➔ 4 事後的な監督

第5節 信書便事業に関する施策 P31

- ➔ 1 郵便におけるユニバーサルサービス確保の在り方等に関する調査研究会の開催
- ➔ 2 信書の送達サービス受付用への115番の使用について

第1節

信書便制度の周知

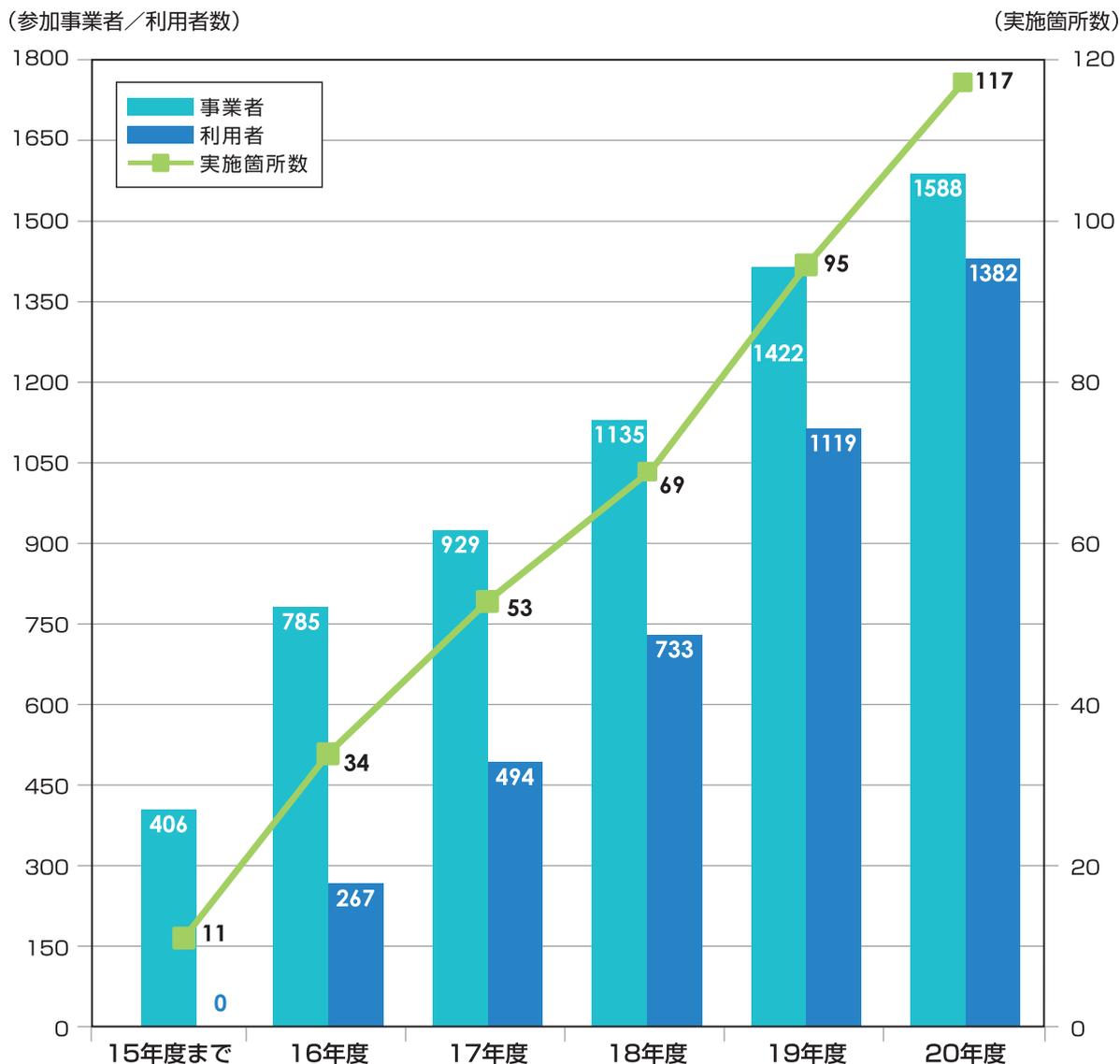
総務省では、信書を適切に送っていただき、また信書便事業について知っていただくため、信書の定義や信書便制度などについての説明会を開催しております。

平成20年度は22箇所での説明会を開催し、信書便事業者の利用をご検討されている263団体、

信書便事業への参入をご検討されている166団体にご参加いただきました。

説明会は、総合通信局及び沖縄総合通信事務所（全国11箇所）を単位として開催しております。年度ごとに開催時期や開催場所を検討しておりますので、ご興味をお持ちの方は総合通信局又は沖縄総合通信事務所のホームページをご覧ください（P61参照）。

■ 図表8 信書便事業説明会の実施状況（延べ数）



第2節

他人の信書の送達に関する 適法性の確保

他人の信書の送達は、郵便又は信書便でしか行えないことが法律で定められています。そのため、郵便を取り扱う郵便事業株式会社以外の者が他人の信書の送達の事業を行うには、信書便事業の許可を取得する必要があります。

こうしたルールが法律で定められている理由は、信書の送達が、宅配便やメール便のような「物の運送」ではなく「通信」手段の一つであっ

て、大きく以下の2つの点に留意する必要があるためです。

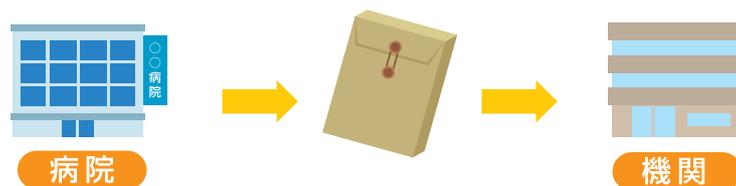
総務省では、こうした法律の趣旨について、信書便事業説明会（P24参照）などで周知するほか、これに違反すると認められる事案に対して、差出人と送達事業者の双方に対し、再度繰り返すことのないよう、説明・指導をしています。（平成16～20年度の5年間で計48件を指導。）

総務省としては、今後とも、こうした法律の趣旨について周知を進めるとともに、法律に違反すると認められる事案に対して指導をまいります。

信書の送達に関する判断例

ケース1

- Q.** 病院が健康保険組合連合会など審査支払機関に提出する、診療報酬請求書に診療報酬明細書を添付した書類一式を送る場合はどうですか？
- A.** 審査支払機関に対して被保険者が所属する健康保険組合等からの支払に必要な書類の審査を依頼する文書は信書に当たりますので、郵便又は信書便をご利用ください。



ケース2

- Q.** 「校友会」が募金を求める文書は信書に当たりますか？
- A.** 特定の学校の卒業生で構成される「校友会」がその学校の卒業生に対して募金を求める内容であれば信書に当たりますので、郵便又は信書便をご利用ください。

ケース3

- Q.** 金融機関などが発行している約款を送る場合はどうですか？
- A.** 約款の記載内容は特定の人に対するものではないため信書には当たりません。このため、金融機関が口座を開設したお客様に対して、例えばキャッシュカード（信書にはあたりません）に約款を同封して送る場合は郵便・信書便以外のサービスで送ることは問題ありません。

第3節

個人情報保護の推進

信書便事業者は平成20年3月に公表された「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、氏名や生年月日など特定の個人を識別する情報、いわゆる個人情報の扱いに

ついて、例えば利用目的をできる限り特定し、その達成に必要な範囲で取り扱うことや、本人の同意なき第三者提供を制限することなど、適正な取扱いすることが求められています。

このガイドラインの規定に加え、信書便事業者はプライバシーポリシー等によりお客様情報を安全に管理するよう措置を講じることになっています。

■ 図表9 信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの概要（抜粋）

→ 利用目的による制限

- 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない（ただし、例外的に認められる場合あり）。
- 個人情報保護法上、目的外利用が例外的に認められる場合であっても、当該個人情報が信書の秘密にも該当するときは、本人の同意なき利用は認められない。

→ 第三者提供の制限

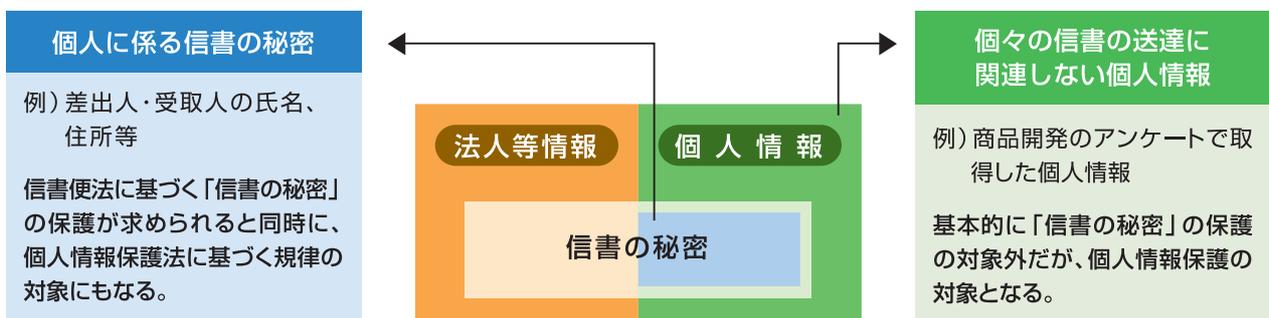
- あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない（ただし、例外的に認められる場合あり）。
- 個人情報保護法上、第三者提供が例外的に認められる場合であっても、当該個人情報が信書の秘密にも該当するときは、本人の同意なき第三者提供は認められない。

→ 開示等の求めに応じる手続

- 開示等の求めに関する受付方法は、本人の過重な負担とならないよう配慮が必要。
- 本人の具体的な委任によらない代理人への開示は、信書の秘密の侵害等のおそれがある場合には認められない。

（●は個人情報の保護に関する法律、●は信書便管理規程に基づく措置）

■ 図表10 「信書の秘密の保護」と「個人情報の保護」との関係



信書便事業に参入するには

1 事業開始までの流れ

信書便サービスを提供するためには、①信書便事業の許可、②信書便約款（サービスの提供条件

について定めたもの）の認可、③信書便管理規程（信書便物の秘密を保護するための業務上の管理方法について定めたもの）の認可、を得ることが必要です。

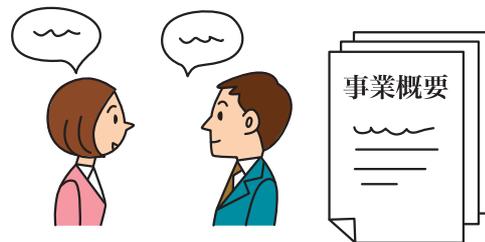
以下に、サービスの提供開始までの一般的な手続の流れを紹介いたします。

事業開始までの主な手続

※ 特定信書便事業（P4参照）の場合は、②と④の同時申請が可能です。

1 相談

予定しているサービスの内容などを踏まえ、申請内容を信書便監理官と相談します。



2 信書便事業の許可の申請

①で固まった内容で事業計画を作成し、事業収支見積書などを添付して許可を申請します。



3 審査・審議会への諮問・許可

②の提出書類を審査し、第三者的な立場の審議会への諮問を経て、事業を許可します。



4 信書便約款・信書便管理規程の認可の申請

サービスの提供条件について定める約款と、業務の管理に関する内部規程（管理規程）を作成して、認可を申請します。



5 審査・審議会への諮問・認可

④を審査し、第三者的な立場の審議会への諮問を経て、それぞれについて認可します。



6 信書便事業の開始と届出

事業を開始したら、その旨を届け出ます。

※ この他、一般信書便役務の料金の届出や業務委託する場合の認可申請などもあります。

2 事業の実施に関する許認可の基準

信書便事業の実施に関する主な許認可の基準は以下のとおりです。

1 信書便事業の許可の基準

- 事業計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること
(受取人への手交や確実な受箱投函(郵便・新聞受箱等への投函))
- (一般信書便事業のみ) 全国の区域において、一定の基準に適合する方法で一般信書便物の引受けや配達を行う計画が含まれていること
(信書便差出箱(ポスト)約10万本の設置、週6日以上での配達 など)
- その他事業の遂行上適切な計画を有するものであること
 - ・ 交通法令の遵守(3時間以内の送達の役務のみ)
 - ・ 適正かつ明確な収支見積の算出
- 事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること
 - ・ 財産的基礎
 - ・ 関係行政庁の必要な許可



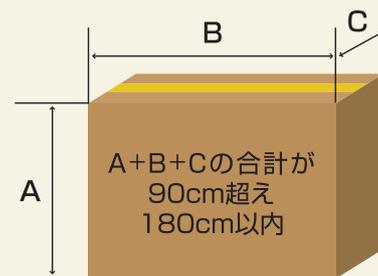
2 信書便約款の認可の基準

- 以下に関する事項が適正かつ明確に定められていること
 - ・ 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項
 - ・ 信書便の役務に関する料金の収受に関する事項
 - ・ その他信書便事業者の責任に関する事項

記載事項の具体例

- ・ 大きさ及び重量の制限、包装の方法など引受けの条件
- ・ 誤配達の際の措置、転送及び還付の条件
- ・ 料金の収受方法や損害賠償の条件

- 特定の者に対し差別的取扱いをするものではないこと



3 信書便管理規程の認可の基準

- 信書便事業者の取扱中の信書便物の秘密を保護するものとして適当であること

記載事項の具体例

- ・ 信書便の業務の監督等を行う信書便管理者の事業場ごとの選任
- ・ 信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法
- ・ 事故若しくは犯罪行為の発生又は犯罪捜査時の報告、記録その他の措置
- ・ 信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施



3 事業開始後の遵守事項

信書便事業の実施にあたっては以下の事項を遵守する必要があります。

1 検閲の禁止・秘密の保護

- 憲法の規定を踏まえ、信書便法では「取扱中に係る信書便物の検閲は、してはならない」とされています。
- また、信書便事業者の「取扱中に係る信書の秘密は、侵してはならない」とされており、具体的には信書の内容、差出人・受取人の住所・氏名、その他信書に関する一切の事項を差出人・受取人の承諾なく他人に知らせることはできません。
- 更に、「在職中信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない」とされており、具体的には信書の内容、差出人・受取人の住所・氏名、信書便物の有無、取扱年月日、種類、通数、その他通信の構成要素のすべてを差出人・受取人の承諾なく他人に知らせることはできません。退職後も同じです。
- これら「取扱中に係る信書の秘密」「他人の秘密」については、捜査機関からの問い合わせであっても、裁判所が発行する令状によらなければ応答できないことになっています。



2 信書便物であることの表示

- ①のとおり信書便事業として取り扱うもの（信書便物）には信書の秘密の保護が求められていることから、信書の秘密の保護が求められているものであることを明確にするために信書便事業者に対し、信書便物であることの表示が義務付けられています。



3 還付できない信書便物の措置

- 信書便物が何らかの理由で受取人に渡すことも差出人に返すこともできなかった場合、一定の方法により信書便物を開くことができます。
- それでもなお受取人に渡すことも差出人に返すこともできなかった場合は、施錠できる場所に保管することなどが求められています。



4 事後的な監督

1 報告の徴収・立入検査等

信書便法の施行に必要な限度で、総務大臣は、信書便事業者に対して、以下のように報告を求めたり、立入検査等をする場合があります。

■ 報告の徴収

毎年7月10日までに、「信書便物を何通引き受けたか」、「引受に伴ってどれだけの収入があったか」などの内容（事業実績報告書）を、また、毎事業年度の経過後100日以内に営業の概況などの内容（営業報告書）を報告する必要があります。紛失などの事故があった場合はその状況も含まれます。

■ 立入検査等

事業開始後初めて信書便物の引受実績があった場合に立入検査が行われます。適正であると判断されると、それ以降は3～5年おきに自己点検を行ってその結果を報告することになっています。

なお、適正ではない場合は翌年度に再検査を行います。また、重大な事故などが発生した場合は随時立入検査を行うことがあります。



2 命令・許可の取消し等

信書便の業務の適正な運営を確保するために必要な場合に、総務大臣は、信書便事業者に対して、以下のような取消し等を行う場合があります。

■ 重大な事故などの発生に伴って立入検査を行った結果法令違反の事実が確認できた場合は、事業を計画どおり行うよう、または改善するよう命令することができます。

■ また、上記の命令を行うことなく6か月以内の事業停止を命令したり、あるいは事業の許可を取り消すこともあります。



信書便事業に関する施策

1 郵便におけるユニバーサルサービス確保の在り方等に関する調査研究会の開催

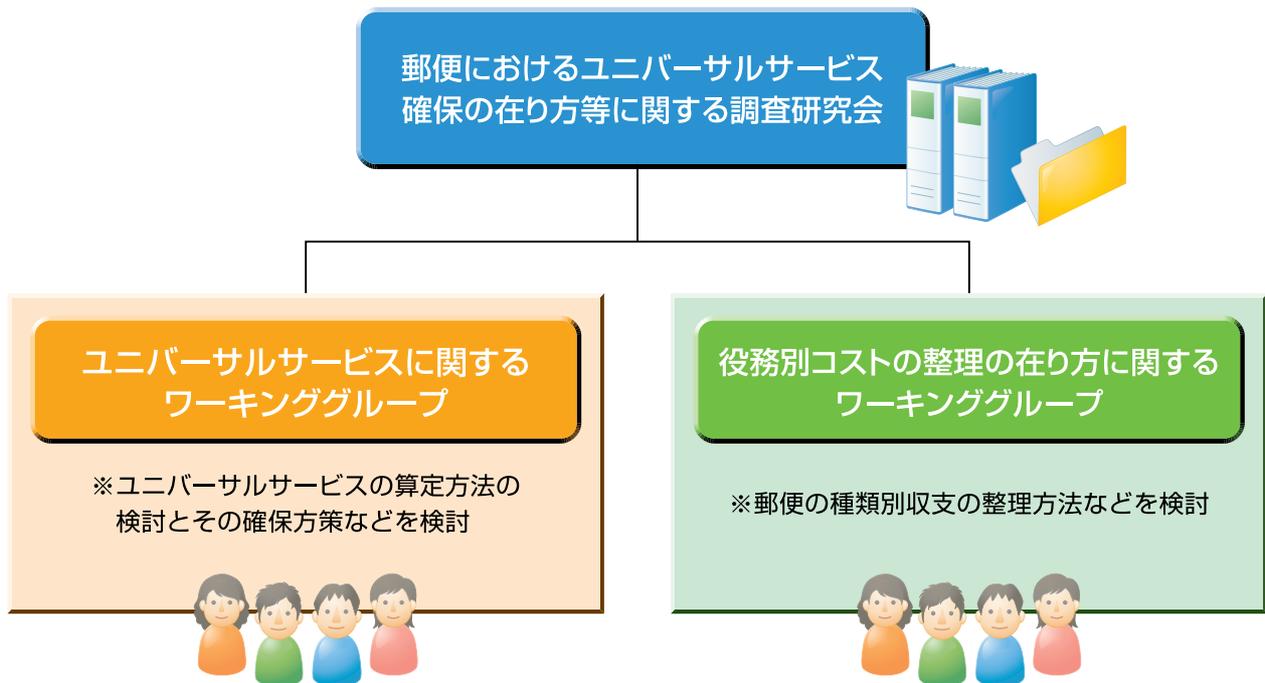
郵便におけるユニバーサルサービスの在り方等については、平成20年3月25日に閣議決定された規制改革推進のための3か年計画において、郵便のユニバーサルサービスの在り方及びその確保方策等について、平成21年度までに結論を得ることとされています。

一方総務省では、この課題について「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において、新規事業者の参入条件以外の新たなユニバーサルサービス確保の在り方等について検討を行っており、平成20年7月にまとめられた最終報告では、「行政当局においては、あるべき制度の実現に向

けて、郵便のユニバーサルサービスの範囲・水準等の在り方及びコスト補填策を中心としたユニバーサルサービスの新たな確保方策についての検討を早急に開始すべきである」とされています。

これらの動きを受け、現在、郵便におけるユニバーサルサービスの在り方の議論を更に深めることを目的として、「郵便におけるユニバーサルサービス確保の在り方等に関する調査研究会」が開催されています。

研究会では、郵便の種類別収支の整理方法やユニバーサルサービスの算定方法の検討とその確保方策などについて「ユニバーサルサービスに関するワーキンググループ」と「役務別コストの整理の在り方に関するワーキンググループ」において検討を行い、平成22年3月を目途に最終の取りまとめを行う予定となっています。



2 信書の送達サービス受付用への115番の使用について

115番は電報受付用の電話番号とされており、これまでNTTの電報の受付に使用されてきました。

一方、信書便サービスの1つに、電話やインターネット等により受け付けたメッセージ等を印刷し、装飾が施された台紙等に添付して配達するサービス（電報類似サービス）があります。

総務省では、電報類似サービスの利用状況、特定信書便事業者からの要望などを踏まえ、平成20年4月より「信書の送達サービス受付用への115番の使用に関する検討会」（座長：相田仁 東京大学大学院教授）を開催し、115番の新たな使用方法について検討を行ってきました。

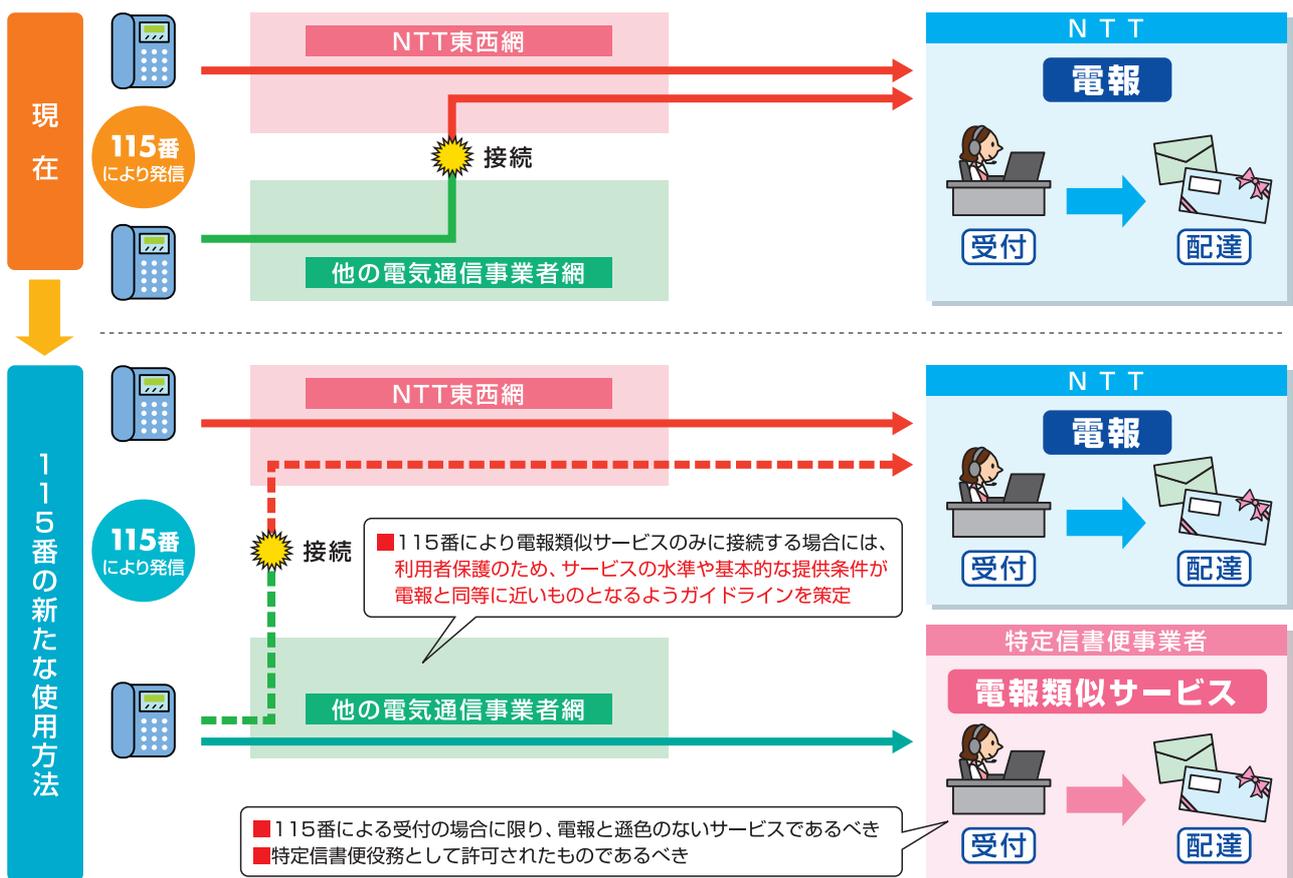
検討会では115番を利用する利用者の利便性確保の観点から検討を行い、電報と遜色のないものである等一定の条件（受付時間、配達時間、配達地域等）の下、特定信書便事業者が提供する電報

類似サービスの受付用に115番を使用することは問題ないとの結論を得ました。これを受けて、平成21年6月1日に、総務省において「電気通信番号規則の細目を定めた件（告示）」の一部改正を行い、115番は電報受付用に加え、特定信書便事業者が提供する電報類似サービス（提供条件が電報に準ずる特定信書便役務）の受付用にも使用可能となりました。

また、告示改正にあわせて、利用者の利便性確保のため、検討会報告書が求める115番により信書の送達サービス受付を行う場合の利用者への周知方法や基本的なサービス水準等、その具体的内容を定めた「信書の送達サービス受付用への115番の使用に関するガイドライン」が財団法人電気通信事業者協会において策定されました。

当該告示及びガイドラインに沿った形で115番が使用されることにより、多様で利便性の高い電報や電報類似サービスが提供されることが期待されます。

電報類似サービス受付用（電報に準ずる特定信書便役務）への115番の使用方法





資料1



信書に該当する文書に関する指針



信書に該当する文書に関する指針

(平成15年総務省告示第270号)

1 目的

この指針は、民間事業者による信書の送達事業の許可制度を実施するに当たり、許可を要する民間事業者の範囲を明らかにするために、郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定された信書の定義に基づき、信書の考え方を明らかにするとともに、信書に該当する文書を分かりやすく示すことを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 信書の送達は、国民の基本的通信手段であり、その役務を全国あまねく公平に提供する必要がある。また、信書の送達に当たっては、日本国憲法第21条第2項で保障するところにより信書の秘密が確保されなければならない。このようなことから、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律においては、取扱中に係る信書の秘密は侵してはならない等の規定を設け、信書の送達を保護しているものである。

(2) 「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と定義されている。

ア 「特定の受取人」とは、差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者のことである。文書自体に受取人が記載されている場合には、差出人が「特定の受取人」にあてたことが明らかであるが、その記載がないものであっても、受取人が記載されていない手紙文などのようにその内容から受取人が省かれていることが分かる場合には、包装に記載されたあて名によって受取人が具体的になることから、「特定の受取人」にあてたものとなる。

また、受取人は、民法上の自然人、法人に限定されるものでなく、法人格のない団体や組合等も含まれ、一人であっても複数人であっても具体的に定まっていればよい。

イ 「意思を表示し、又は事実を通知する」とは、差出人の考えや思いを表し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えることである。

一般的に、個人がその意思を表示し、又は事実を通知する文書を特定の受取人に送付する場合は、その文書が信書に該当することは明らかであるが、同一内容で大量に作成された文書を個々の受取人に対して送付する場合であっても、内容となる文書が特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知するものであれば、信書に該当する。

ウ 「文書」とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のことである。

文書の記載手段は、筆書に限られず、印章、タイプライター、印刷機、コピー機、プリンター等によるものでもよく、また、文書を記載する素材は、紙のほか木片、プラスチック、ビニール等有体物であればよい。

なお、電磁的に記録されたフロッピーディスク、コンパクトディスク等は、そこに記載された情報が、人の知覚によって認識することができないものであるため、これらを送付しても郵便法第4条第2項に規定する信書の送達には該当しない。

3 信書に該当する文書の例

(1) 書状

書状は、考えや用件などの意思を表示し、又は事実を通知する文書であるので、差出人から特定の受取人へその内容を伝えるために送付する場合は、信書に該当する。

(2) 請求書の類

請求書は、代金を請求するという意思を表示し、又は事実を通知する文書であるので、差出人から特定の受取人へその内容を伝えるために送付する場合は、信書に該当する。

(類例) 納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書

(3) 会議招集通知の類

会議招集通知は、会議への出席を要請するという意思を表示し、又は事実を通知する文書であるので、差出人から特定の受取人へその内容を伝えるために送付する場合は、信書に該当する。



(類例) 結婚式等の招待状、業務を報告する文書

(4) 許可書の類

許可書は、許可するという意思を表示し、又は事実を通知する文書であるので、差出人から特定の受取人にその内容を伝えるために送付する場合は、信書に該当する。

(類例) 免許証、認定書、表彰状

(5) 証明書の類

証明書は、ある事項が真実であることや間違いがないことの実事を通知し、又は意思を表示する文書であるので、差出人から特定の受取人にその内容を伝えるために送付する場合は、信書に該当する。

(類例) 印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し

(6) ダイレクトメール

ア 商品などの広告を内容として同一内容の文書を多数の受取人にあてて差し出す形態をとるいわゆるダイレクトメールについては、その差出人が特定の受取人を選別し、その者に対して商品の購入等を勧誘する文書を送付する場合には、一般的に特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知する文書となるので、信書に該当する。

具体的には、文書自体に個々の受取人が記載されている場合、その記載がない場合であっても、商品の購入等利用関係があることを示す文言や契約関係等差出人との間において特定の関係にある者への意思の表示又は事実の通知である旨の文言その他の差出人が特定の受取人に差し出す趣旨が明らかとなる文言が記載されている場合は、信書に該当する。

イ しかしながら、例えばその内容が公然あるいは公開たりうる事実のみであり、専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのような場合、専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのような場合には、それらが差し出される場合にも特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知するという実態を伴わないことから、信書には該当しない。

4 信書に該当しない文書の例

(1) 書籍の類

書籍は、広く一般に対して発行されるものであることから、そこに記載された文書は、広く一般に対して意思を表示し、又は事実を知らせるものであり、特定の受取人に対するものではないので、信書には該当しない。

(類例) 新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター

(2) カタログ

ここにいう「カタログ」とは、必要なときに商品を選択して注文するためのもので、系統的に編さんされた商品、申込方法、商品の広告等が印刷された商品紹介集（一般的には冊子としたもの）である。

カタログは、利用者一般に対して発行されるものであることから、そこに記載された文書は、広く一般に対して意思を表示し、又は事実を知らせるものであり、特定の受取人に対するものではないので、信書には該当しない。

(3) 小切手の類

小切手は、流通性を有する証券であって、そこに記載された文書は、証券が流通する際に必要とされる事項を記載したものであり、特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知する文書ではないので、信書には該当しない。

(類例) 手形、株券

(4) プリペイドカードの類

プリペイドカードは、金銭の支払手段として使用するために発行されるものであり、そこに記載された文書は、一般的にはそれを使用する際に必要となる注意事項であることから、特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知するものではないので、信書には該当しない。

(類例) 商品券、図書券

(5) 乗車券の類

乗車券は、鉄道やバスなどの交通機関に乗るために発行されるものであり、そこに記載された文書は、一般的には乗車する際に必要となる注意事項であることから、特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知するものではないので、信書には該当しない。

(類例) 航空券、定期券、入場券

(6) クレジットカードの類

クレジットカードは、金銭の支払手段としての機能を有する物であるので、その記載文が物と密接に関連している場合には、信書には該当しない。

(類例) キャッシュカード、ローンカード

(7) 会員カードの類

会員カードは、会員であることを確認する等の機能を有する物であり、そこに記載された文書は、当該カードを使用する際に必要となる注意事項であることから、特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知するものではないので、信書には該当しない。

(類例) 入会証、ポイントカード、マイレージカード

5 添え状・送り状

運送業者、その代表者又はその代理人その他の従業者は、その運送方法により他人のために信書の送達をしてはならないが、貨物に添付する無封の添え状又は送り状は、この限りでないこととされている（郵便法第4条第3項）。

(1) この規定は、添え状・送り状が受取人や運送業者にとって貨物の点検等を行う場合に有益な文書であり、貨物を送付する際に添付されることが必要と認められることから設けられたものである。したがって、添え状・送り状は、貨物という送付の主体があつて、その送付に関する事項が記載された文書が従として添えられる場合に限られるものである。

(2) 「添え状」とは、送付される貨物の目録や性質、使用方法等を説明する文書及び当該貨物の送付と密接に関連した次に掲げる簡単な通信文で当該貨物に従として添えられるもののことである。

ア 貨物の送付に関して添えられるその処理に関する簡単な通信文

イ 貨物の送付目的を示す簡単な通信文

ウ 貨物の授受又は代金に関する簡単な通信文

エ 貨物の送付に関して添えられるあいさつのための簡単な通信文

オ その他貨物に従として添えられる簡単な通信文であつて、上記アからエまでに掲げる事項に類するもの

(3) 「送り状」とは、貨物を送付したことを通知する案内書のことであり、具体的には、送付される貨物の種類、重量、容積、荷造りの種類、個数、記号、代価、受取人並びに差出人の住所及び氏名等当該貨物の送付に関する事項が必要に応じて記載されたもののことである。

6 その他

本指針で掲げた信書に該当する文書等の例は、現状での具体的な事例を踏まえたものであるが、今後の信書の利用状況に応じて、これを見直し、新たな例の追加等を行うものとする。



資料2



民間事業者による 信書の送達に関する法律



民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号)

目次

- 第一章 総則（第一条－第五条）
- 第二章 一般信書便事業
 - 第一節 事業の許可（第六条－第十五条）
 - 第二節 業務（第十六条－第二十五条）
 - 第三節 監督（第二十六条－第二十八条）
- 第三章 特定信書便事業（第二十九条－第三十三条）
- 第四章 雑則（第三十四条－第四十二条）
- 第五章 罰則（第四十三条－第五十一条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

- 第二条 この法律において「信書」とは、郵便法第五条第二項に規定する信書をいう。
- 2 この法律において「信書便」とは、他人の信書を送達すること（郵便に該当するものを除く。）をいう。
- 3 この法律において「信書便物」とは、信書便の役務により送達される信書（その包装及びその包装に封入される信書以外の物を含む。）をいう。
- 4 この法律において「一般信書便役務」とは、信書便の役務であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
- 一 長さ、幅及び厚さがそれぞれ四十センチメートル、三十センチメートル及び三センチメートル以下であり、かつ、重量が二百五十グラム以下の信書便物を送達するもの
 - 二 国内において信書便物が差し出された日から三日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（信書便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超え二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内）に当該信書便物を送達するもの
- 5 この法律において「一般信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であつて、その提供する信書便の役務のうち一般信書便役務を含むものをいう。
- 6 この法律において「一般信書便事業者」とは、一般信書便事業を営むことについて第六条の許可を受けた者をいう。
- 7 この法律において「特定信書便役務」とは、信書便の役務であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 長さ、幅及び厚さの合計が九十センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達するもの
 - 二 信書便物が差し出された時から三時間以内に当該信書便物を送達するもの
 - 三 その料金の額が千円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの
- 8 この法律において「特定信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であつて、その提供する信書便の役務が特定信書便役務のみであるものをいう。
- 9 この法律において「特定信書便事業者」とは、特定信書便事業を営むことについて第二十九条の許可を受けた者をいう。

(郵便法の適用除外)

第三条 郵便法第四条第二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 一般信書便事業者が信書便物の送達を行う場合
- 二 特定信書便事業者が特定信書便役務に係る信書便物の送達を行う場合
- 三 一般信書便事業者又は特定信書便事業者から信書便の業務の一部の委託を受けた者が当該委託に係る信書便物の送達を行う場合
- 四 一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結した外国信書便事業者（外国の法令に準拠して外国において信書の送達の事業を行う者をいう。以下同じ。）が当該協定又は契約に基づき信書便物の送達を行う場合

(検閲の禁止)

第四条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の検閲は、してはならない。

(秘密の保護)

第五条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密は、侵してはならない。

- 2 信書便の業務に従事する者は、在職中信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

第二章 一般信書便事業

第一節 事業の許可

(事業の許可)

第六条 一般信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第七条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 次に掲げる事項に関する事業計画
 - イ 信書便物の引受けの方法
 - ロ 信書便物の配達の方法
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、信書便物の送達の方法
 - ニ その他総務省令で定める事項
 - 三 他に事業を行っているときは、その事業の種類
- 2 前項の申請書には、事業収支見積書その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(欠格事由)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第六条の許可を受けることができない。

- 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 一般信書便事業又は特定信書便事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（同条第三項により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。）前六十日以内にその法人の役員であった者で当該取消しの日から二年を経過しないものを含む。）
- 三 法人であって、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者のあるもの

(許可の基準)

第九条 総務大臣は、第六条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 一 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。
- 二 その事業の計画が全国の区域において一般信書便役務に係る信書便物（以下この号において「一般信書便物」という。）を引き受け、かつ、配達する計画を含むものであって、事業計画に次に掲げる事項が定められていること。
 - イ 総務省令で定める基準に適合する信書便差出箱の設置その他の一般信書便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の引受けの方法
 - ロ 一週間につき六日以上一般信書便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の配達の方法
- 三 前二号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 四 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

（氏名等の変更）

第十条 一般信書便事業者は、第七条第一項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（事業計画の遵守義務）

第十一条 一般信書便事業者は、その業務を行う場合には、第六条の許可に係る事業計画（以下この章において単に「事業計画」という。）に定めるところに従わなければならない。

（事業計画の変更）

第十二条 一般信書便事業者は、事業計画の変更（第三項に規定するものを除く。）をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 第九条の規定は、前項の認可について準用する。

3 一般信書便事業者は、総務省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（事業の譲渡し及び譲受け等）

第十三条 一般信書便事業の譲渡し及び譲受けは、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 一般信書便事業者たる法人の合併及び分割は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般信書便事業者たる法人と一般信書便事業を営まない法人が合併する場合において一般信書便事業者たる法人が存続するとき、又は一般信書便事業者たる法人が分割をする場合において一般信書便事業を承継させないときは、この限りでない。

3 第八条及び第九条の規定は、前二項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けて一般信書便事業を譲り受けた者又は第二項の認可を受けて一般信書便事業者たる法人が合併若しくは分割をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により一般信書便事業を承継した法人は、第六条の許可に基づく権利義務を承継する。

（相続）

第十四条 一般信書便事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般信書便事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。次項において同じ。）が被相続人の営んでいた一般信書便事業を引き続き営もうとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 相続人が前項の認可の申請をした場合には、被相続人の死亡の日からその認可をする旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした一般信書便事業の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第八条及び第九条の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた者は、被相続人に係る第六条の許可に基づく権利義務を承継する。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第十五条 一般信書便事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、総務大臣の許可を受けなければならない。

- 2 一般信書便事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 総務大臣は、一般信書便事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除き、第一項の許可又は前項の認可をしなければならない。

第二節 業務

(料金)

第十六条 一般信書便事業者は、総務省令で定めるところにより、一般信書便役務に関する料金を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の料金（総務省令で定める料金を除く。第二十七条第二号において同じ。）は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。
 - 一 配達地により異なる額が定められていないこと（一般信書便事業者の一の事業所においてその引受け及び配達を行う信書便物に係る料金を除く。）。
 - 二 大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であって、その重量が二十五グラム以下のものに係る料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。
 - 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。
 - 四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(信書便約款)

第十七条 一般信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める事項に係るものを除く。）について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
 - 一 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項その他一般信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。
 - 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(料金等の掲示)

第十八条 一般信書便事業者は、第十六条第一項の規定により届け出た料金、前条第一項の認可を受けた信書便約款（同項の総務省令で定める事項に係る提供条件を含む。次条において同じ。）その他総務省令で定める事項をその営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(一般信書便役務の提供義務等)

第十九条 一般信書便事業者は、正当な理由がなければ、一般信書便役務の提供を拒んではならない。

- 2 一般信書便事業者は、第十六条第一項の規定により届け出た料金及び第十七条第一項の認可を受けた信書便約款によらなければ一般信書便役務を提供してはならない。
- 3 一般信書便事業者は、第十七条第一項の認可を受けた信書便約款によらなければ一般信書便役務以外の信書便の役務を提供してはならない。

(信書便物であることの表示)

第二十条 一般信書便事業者は、信書便物を引き受けたとき、又は信書の送達の事業に関する協定若しくは契約を締結した外国信書便事業者から信書便物を引き渡されたときは、総務省令で定める場合を除き、総務省令で定めるところにより、当該信書便物の表面の見やすい所に当該一般信書便事業者の取扱いに係る信書便物であること

を表示しなければならない。

(還付できない信書便物の措置)

第二十一条 一般信書便事業者は、受取人不明その他の事由により信書便物を送達することができない場合において、差出人不明その他の事由により当該信書便物を差出人に還付することができないときは、総務省令で定めるところにより、当該信書便物を開くことができる。

2 一般信書便事業者は、前項の規定により当該信書便物を開いてもなお当該信書便物を送達し、又は差出人に還付することができないときは、総務省令で定めるところにより、当該信書便物を管理しなければならない。

(信書便管理規程)

第二十二条 一般信書便事業者は、その取扱中に係る信書便物の秘密を保護するため、総務省令で定めるところにより、信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、信書便管理規程が一般信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適当であると認めるときは、前項の認可をしなければならない。

3 一般信書便事業者及びその従業者は、信書便管理規程を守らなければならない。

(業務の委託)

第二十三条 一般信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 当該委託を必要とする特別の事情があること。
- 二 受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

(他の一般信書便事業者との協定等)

第二十四条 一般信書便事業者は、他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約（信書便の業務の一部の委託に関するものを除く。次項及び次条において同じ。）を締結しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 当該協定又は契約の締結を必要とする特別の事情があること。
- 二 一般信書便役務を提供するための協定又は契約でないこと。

(外国信書便事業者との協定等)

第二十五条 一般信書便事業者は、外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

第三節 監督

(事業計画の遵守命令)

第二十六条 総務大臣は、一般信書便事業者が第十一条の規定に違反していると認めるときは、当該一般信書便事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

(事業改善の命令)

第二十七条 総務大臣は、一般信書便事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般信書便事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 事業計画、信書便約款又は信書便管理規程を変更すること。
- 二 一般信書便役務に関する料金が第十六条第二項各号のいずれかに適合していないと認められる場合におい

て、当該料金を変更すること。

三 前二号に掲げるもののほか、事業の運営を改善するために必要な措置をとること。

(許可の取消し等)

第二十八条 総務大臣は、一般信書便事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第六条の許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 第八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

第三章 特定信書便事業

(事業の許可)

第二十九条 特定信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第三十条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 信書便物の送達の方法その他総務省令で定める事項に関する事業計画

三 他に事業を行っているときは、その事業の種類

2 前項の申請書には、事業収支見積書その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第三十一条 総務大臣は、第二十九条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

二 前号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

三 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(事業の休止及び廃止)

第三十二条 特定信書便事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(準用)

第三十三条 第八条の規定は特定信書便事業の許可について、第十条から第十四条まで、第十七条、第十九条第三項、第二十条から第二十八条まで(第二十七条第二号を除く。)の規定は特定信書便事業者についてそれぞれ準用する。この場合において、第八条、第十一条、第十三条第四項、第十四条第四項及び第二十八条中「第六条」とあるのは「第二十九条」と、第十条中「第七条第一項第一号又は第三号」とあるのは「第三十条第一項第一号又は第三号」と、第十二条第二項、第十三条第三項及び第十四条第三項中「第九条」とあるのは「第三十一条」と、第十九条第三項中「一般信書便役務以外の信書便の役務」とあるのは「特定信書便役務」と、第二十七条第三号中「前二号」とあるのは「第一号」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(許可等の条件)

第三十四条 この法律に規定する許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件又は期限は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。



(適用除外)

第三十五条 第六条及び第二十九条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 運送業者がその運送方法により貨物に添付する無封の添え状又は送り状の送達を行う場合
- 二 一般信書便事業者又は特定信書便事業者から信書便の業務の一部の委託を受けた者が当該委託に係る信書便物の送達を行う場合
- 三 一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結した外国信書便事業者が当該協定又は契約に基づき信書便物の送達を行う場合

(報告の徴収及び立入検査)

第三十六条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、総務省令で定めるところにより、一般信書便事業者又は特定信書便事業者に対し、その事業に関し、報告をさせることができる。

- 2 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般信書便事業者又は特定信書便事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(審議会等への諮問)

第三十七条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（次条第二項において「審議会等」という。）に諮問しなければならない。

- 一 第二条第四項第二号、同条第七項第三号、第九条第二号又は第十六条第二項第二号の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
- 二 第六条若しくは第二十九条の規定による許可又は第十二条第一項、第十七条第一項若しくは第二十二条第一項（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による認可をしようとするとき。
- 三 第二十七条（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による命令をし、又は第二十八条第一号（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しをしようとするとき。

(聴聞の特例)

第三十八条 総務大臣は、第二十六条から第二十八条まで（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 前項に規定する処分に係る聴聞を行う場合において、当該処分が前条の規定により審議会等に諮問すべきこととされている処分であるときは、当該処分に係る聴聞の主宰者は、審議会等の委員のうちから、審議会等の推薦により指名するものとする。
- 3 第一項に規定する処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(不服申立ての手続における意見の聴取)

第三十九条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、審査請求人又は異議申立人に対し、相当な期間を置いて予告をした上、意見の聴取をした後にしなければならない。

- 2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
- 3 第一項の意見の聴取に際しては、審査請求人又は異議申立人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(総務省令への委任)

第四十条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(経過措置)

第四十一条 この法律の規定に基づき総務省令を制定し、又は改廃する場合においては、その総務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(権限の委任)

第四十二条 この法律に規定する総務大臣の権限は、総務省令で定めるところにより、その一部を総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長に委任することができる。

第五章 罰則

第四十三条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物を正当の事由なく開き、き損し、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に交付した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従って処断する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第四十四条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 信書便の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

第四十五条 第二十八条（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業計画を変更した者

二 第十五条第一項の規定に違反して一般信書便事業を休止し、又は廃止した者

三 第十九条第一項の規定に違反して一般信書便役務の提供を拒んだ者

四 第十九条第二項の規定又は同条第三項（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して信書便の役務を提供した者

五 第二十二條第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して信書便の業務を行った者

六 第二十三条第一項（第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して信書便の業務の一部を委託した者

七 第二十四条第一項又は第二十五条（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して協定又は契約を締結した者

八 第二十六条又は第二十七条（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

九 第三十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第三十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する物を一般信書便事業者又は特定信書便事業者に信書便物として差し出した者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 爆発性、発火性その他の危険性のある物で総務大臣の指定するもの

二 毒薬、劇薬、毒物又は劇物（官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物営業者が差し出すものを除く。）

三 生きた病原体又は生きた病原体を含有し、若しくは生きた病原体が付着していると認められる物（官公署、

細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除く。）

四 法令に基づき移動又は頒布を禁止された物

2 前項の場合において、犯人が信書便物として差し出した物は、没収する。

第四十八条 詐欺、恐喝又は脅迫の目的をもって、真実に反する住所、居所、所在地、氏名、名称又は通信文を記載した信書便物を一般信書便事業者又は特定信書便事業者に差し出し、又は他人に差し出させた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 信書便の業務に従事する者が重大な過失によって信書便物を失ったときは、三十万円以下の罰金に処する。

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十四条第二項若しくは第三項（同条第二項に係る部分に限る。）、第四十五条又は第四十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十条若しくは第十二条第三項（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）又は第三十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十八条の規定による掲示をせず、又は虚偽の提示をした者

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第三十七条（第一号に係る部分に限る。次条第一項において同じ。）の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成十七年十月二十一日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。



資料3



民間事業者による信書の 送達に関する法律施行規則



民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則 (平成15年総務省令第27号)

目次

第一章 総則（第一条－第四条）

第二章 一般信書便事業

第一節 事業の許可（第五条－第十九条）

第二節 業務（第二十条－第三十四条）

第三章 特定信書便事業（第三十五条－第四十条）

第四章 雑則（第四十一条－第四十九条）

附則

第一章 総則

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、民間事業者による信書の送達に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（一般信書便役務の三日以内の送達日数に算入しない日）

第二条 法第二条第四項第二号の総務省令で定める日は、次の各号に掲げる日とする。

- 一 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を除く。以下「年末年始の休日」という。）
- 二 法第六条の許可に係る事業計画において一般信書便事業者が一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日特定の曜日がある場合にあつては、当該曜日（祝日法による休日及び前号に掲げる日を除く。）

（一般信書便物を三日を超えて送達する地域及び当該地域における送達日数）

第三条 法第二条第四項第二号の総務省令で定める地域及び日数は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

- 一 一日に一回以上信書便物の送達に利用できる交通手段がない離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。次号において同じ。） 二週間
- 二 前号以外の離島 五日（祝日法による休日及び前条各号に掲げる日の日数は、算入しない。）

（特定信書便役務の料金の額）

第四条 法第二条第七項第三号の総務省令で定める額は、次のとおりとする。

- 一 引受地及び配達地のいずれもが国内にある信書便の役務の料金の額 千円
 - 二 引受地又は配達地のいずれかが外国にある信書便の役務（以下「国際信書便の役務」という。）の料金の額 別表に定める額
- 2 国際信書便の役務の引受地が外国にある場合における前項第二号の規定の適用に係る外国通貨の本邦通貨への換算は、当該役務の料金が納付された日における外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）を用いて行うものとする。

第二章 一般信書便事業

第一節 事業の許可

（事業の許可の申請）

第五条 法第七条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。

（事業計画）

第六条 法第七条第一項第二号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 信書便物の引受けの方法に関する次に掲げる事項

イ 信書便差出箱の構造及び外観

ロ 信書便差出箱の設置の方針

ハ 信書便差出箱から信書便物の取集めの業務を行わないこととする日その他の条件がある場合にあっては、当該条件

ニ 信書便差出箱の設置のほか、他の方法により信書便物を引き受ける場合にあっては、当該信書便物の引受けの方法

二 信書便物の配達の方法に関する次に掲げる事項

イ 一般信書便物の配達業務を行わないこととする日がある場合にあっては、当該日

ロ 一般信書便物をそのあて所に配達しない地域その他の条件がある場合にあっては、当該条件及びその場合の配達の方法

三 一般信書便物の送達日数

四 国際信書便の役務にあっては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名

(添付書類)

第七条 法第七条第二項の事業収支見積書は、様式第二によるものとする。

2 法第七条第二項の総務省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一 信書便管理規程の概要を記載した書類

二 信書便の業務の一部を委託する場合は、受託者との契約書の写し又はその計画を記載した書類

三 他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結する場合は、その者との協定書若しくは契約書の写し又はその計画を記載した書類

四 信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合であって行政庁の許可その他の処分を要するときは、その許可証等の写し（許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し）又はその手続の状況を記載した書類

五 事業開始予定の日を記載した書類

六 様式第三による事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

七 国際信書便の役務を提供する場合は、当該役務に係る外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができることを証する書類

八 当該許可を受けようとする申請者の次に掲げる区分に応じ、次に掲げる書類

イ 既存の法人 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに役員又は社員の名簿及び履歴書

ロ 株式会社を設立しようとする者 定款の謄本、発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書並びに株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

ハ ロ以外の法人を設立しようとする者 定款又は寄附行為の謄本並びに発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書

ニ 個人 資産目録、氏名、住所及び生年月日を証する書類並びに履歴書

ホ 外国人 国内における住所又は居所を証する書類

ヘ 外国法人 国内における代表者の氏名並びに主たる営業所の名称及び所在地を証する書類

九 法第八条各号に該当しないことを示す書類

(信書便差出箱の基準)

第八条 法第九条第二号イの総務省令で定める信書便差出箱の基準は、次のとおりとする。

一 構造が容易に壊れにくく、かつ、信書便物の取出口に施錠することができるものであること。

二 信書便物の差入口の構造が信書便物を容易に抜き取ることができないようなものであること。

三 外観が他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者の設置する信書便差出箱又は郵便差出箱と紛らわしいものでないこと。

四 信書便差出箱の見やすい所に当該信書便差出箱を設置した一般信書便事業者の氏名若しくは名称又は当該一

般信書便事業者を示す標章、信書便差出箱を利用することができる日及び時間（信書便差出箱を終日利用することができない場所に設置する場合に限る。）並びに信書便物の取集時刻の表示を付したものであること。

（信書便物の引受けの方法の基準）

第九条 法第九条第二号イの総務省令で定める信書便物の引受けの方法の基準は、次のとおりとする。

- 一 次のイからホまでに掲げる市町村又は特別区の区分に応じ、市町村又は特別区の人口（公表された最近の国勢調査の結果によるものとし、許可の申請後において新たに国勢調査の結果が公表された場合にあっては、その人口）に当該イからホまでに掲げる率を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げた数）以上の数の信書便差出箱を各市町村又は各特別区ごとに設置すること。
 - イ 東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市 ○・〇〇〇五
 - ロ 人口が十万人以上である市（イに該当するものを除く。） ○・〇〇〇六
 - ハ 人口が二万五千人以上十万人未満である市町村（ホに該当するものを除く。） ○・〇〇〇八
 - ニ 人口が二万五千人未満である市町村（ホに該当するものを除く。） ○・〇〇一二
 - ホ 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をその区域とする市町村 ○・〇〇一九
- 二 信書便差出箱を各市町村内及び各特別区内に満遍なく設置すること。
- 三 信書便差出箱を公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は駅、小売店舗その他の公衆が容易に出入りすることができる施設内であって往来する公衆の目につきやすい場所に設置すること。

（信書便物の配達の方法の基準）

第十条 法第九条第二号ロの総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる日を除き、一日に一回以上一般信書便物の配達を行うことができること。
 - イ 祝日法による休日
 - ロ 年末年始の休日
 - ハ 一般信書便事業者が一般信書便物の配達の仕事を行わないこととする毎週一日特定の曜日がある場合にあっては、当該曜日（イ及びロに掲げる日を除く。）
- 二 特に交通困難であるため周年又は一定期間内あて所への配達の方法により信書便物を配達することができない地域にあてて差し出された場合その他の相当の事由がある場合を除き、一般信書便物をそのあて所に配達することができること。

（氏名等の変更の届出）

第十一条 法第十条の届出をしようとする者は、当該変更が行われたことを証する書類を添えて、様式第四の届出書を提出しなければならない。

（事業計画の変更の認可の申請）

第十二条 法第十二条第一項の変更の認可を受けようとする者は、様式第五の申請書に、第七条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて提出しなければならない。

（軽微な変更の届出）

第十三条 法第十二条第三項の総務省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更は、次のとおりとする。

- 一 第九条第一号に規定する基準を下回らない範囲内における信書便差出箱の設置数の変更
- 二 一般信書便役務の送達日数が法第二条第四項第二号に規定する日数及び第三条に規定する日数を超えることとならない範囲内における信書便物の取集めの業務を行わないこととする条件の変更
- 三 祝日法による休日及び年末年始の休日の範囲内における一般信書便物の配達の仕事を行わないこととする日の変更並びに一般信書便物の配達の仕事を行わないこととする毎週一日特定の曜日の変更
- 四 法第二条第四項第二号に規定する日数及び第三条に規定する日数を超えない範囲内における一般信書便物の送達日数の変更

- 五 法第六条の規定に基づく一般信書便事業の許可又は法第十二条第一項の規定に基づく事業計画の変更の認可に係る第七条第二項第七号の書類により証された信書の送達の事業を行うことができる国の範囲内（地域である場合にあつては、当該地域の範囲内）における取扱地の変更
- 2 法第十二条第三項の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、第七条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて提出しなければならない。

（事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続の省略）

第十四条 法第十三条第一項の一般信書便事業の譲渡し及び譲受け、同条第二項の一般信書便事業者たる法人の合併若しくは分割、法第十四条第一項の相続、法第二十三条第一項の信書便の業務の一部の委託又は法第二十四条第一項若しくは第二十五条の信書の送達の事業に関する協定若しくは契約の認可を受けようとする一般信書便事業者は、これらの事由に伴って事業計画を変更しようとするときは、当該認可の申請書に事業計画について変更しようとする事項を記載した書類（新旧の対照を明示すること。）及び第七条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付することにより、当該事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続を省略することができる。

（事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請）

第十五条 法第十三条第一項の認可を受けようとする者は、様式第七の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 譲渡しに関する契約書の写し
- 二 譲渡価額の算出の根拠その他譲渡しの実施に関する細目を記載した書類
- 三 譲受けに要する資金の額及び調達方法を記載した書類
- 四 譲受人の譲受けの日以降における様式第二の事業収支見積書
- 五 譲受人が一般信書便事業者以外の者であるときは、第七条第二項第八号及び第九号に掲げる書類並びに他にしている事業の種類を記載した書類

（法人の合併及び分割の認可の申請）

第十六条 法第十三条第二項の認可を受けようとする者は、様式第八の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 合併に関する契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 二 合併又は分割の条件に関する説明書
- 三 合併又は分割の日以降における様式第二の事業収支見積書
- 四 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は当該分割により一般信書便事業を承継する法人が一般信書便事業者以外の者であるときは、第七条第二項第八号及び第九号に掲げる書類並びに他にしている事業の種類を記載した書類

（相続人の事業継続の認可の申請）

第十七条 法第十四条第一項の認可を受けようとする者は、様式第九の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 申請者と被相続人との続柄を証する書類
- 二 申請者の履歴書及び資産目録
- 三 申請者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を記載した書面並びに当該申請に対する同意書
- 四 申請者が一般信書便事業者以外の者であるときは、第七条第二項第九号に掲げる書類及び他にしている事業の種類を記載した書類

（事業の休止及び廃止の許可の申請）

第十八条 法第十五条第一項の許可を受けようとする者は、様式第十の申請書を提出しなければならない。

（法人の解散決議等の認可の申請）

第十九条 法第十五条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十一の申請書に、解散の決議又は総社員の同意を証する書類を添えて、提出しなければならない。

第二節 業務

(料金の届出)

第二十条 法第十六条第一項の規定により料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該料金の実施予定日の三十日前までに、様式第十二の届出書に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

- 一 料金を適用する期間（限定する場合に限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。）
- 二 実施予定日
- 三 変更の届出の場合にあっては、変更を必要とする理由

2 前項第一号に規定する料金を適用する期間並びに料金の種類、額及び適用方法については、一般信書便物の送達の役務に付加する役務（以下この項及び次条において「付加役務」という。）を提供する場合にあっては、一般信書便物の送達の役務に係る料金（次条において「送達料金」という。）と付加役務に係る料金とを区分して記載するものとする。

(法第十六条第二項各号の基準を適用しない料金)

第二十一条 法第十六条第二項の総務省令で定める料金は、送達料金以外の付加役務に係る料金、手数料その他の料金とする。

(料金上限規制の対象となる二十五グラム以下の信書便物の大きさ及び形状の基準)

第二十二条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 表面及び裏面が長方形で、その大きさが長さ十四センチメートルから二十三・五センチメートルまで、幅九センチメートルから十二センチメートルまでのものであって、厚さが最も厚い部分において一センチメートルを超えないものであること。
- 二 次のいずれかに該当するもの（第二十条第一項第一号に規定する料金の適用方法において定める信書便物の包装その他の形状の条件を具備しないものを除く。）であること。
 - イ 封筒若しくは袋を用いて又はこれに代わるもので包装し、その納入口又はこれに相当する部分の全部を送達中容易に開かないように封じたものであること。
 - ロ 包装しなくても送達中にき損せず、他の信書便物に損傷を与えないものであること。

(大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額)

第二十三条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、八十円とする。

(信書便約款の認可の申請)

第二十四条 法第十七条第一項の認可を受けようとする者は、様式第十三の申請書に、信書便約款（変更の認可申請の場合は、信書便約款の新旧対照）を添えて提出しなければならない。

2 法第十七条第一項の信書便約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 信書便の役務の名称及び内容
- 二 信書便物の引受けの条件
- 三 信書便物の配達条件
- 四 信書便物の転送及び還付の条件
- 五 信書便物の送達日数
- 六 信書便の役務に関する料金の収受及び払戻しの方法
- 七 送達責任の始期及び終期並びに損害賠償の条件
- 八 その他信書便約款の内容として必要な事項

(信書便約款の認可を要しない提供条件)

第二十五条 法第十七条第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 信書便の役務の利用に際して利用者が記載する事項に関する書類の様式その他の利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない信書便の役務に関する提供条件
- 二 信書便の役務の種類及び期間を限定して試験的に提供する信書便の役務に関する提供条件

(揭示事項)

第二十六条 法第十八条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 信書便物に表示される一般信書便事業者の氏名若しくは名称又は一般信書便事業者を示す標章
- 二 天災その他やむを得ない事由により信書便の役務の利用を制限し、又は信書便の業務を停止する場合は、制限する利用の範囲又は停止する業務の内容、期間その他必要な事項

(信書便物であることの表示を要しない場合)

第二十七条 法第二十条の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 次条第二項第一号及び第二号に掲げる事項が表示されている信書便物を他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者から引き渡されたとき。
- 二 差し出された信書便物に次条第二項第一号及び第二号（国際信書便の役務により送達される信書便物にあっては、同項第一号、第二号及び第四号）に掲げる事項が表示されている場合であって、かつ、一般信書便事業者が当該信書便物に同項第三号に掲げる事項を表示しないことについて当該信書便物の差出人が同意しているとき。

(信書便物であることの表示の方法)

第二十八条 法第二十条の信書便物であることの表示は、一般信書便事業者が、信書便物を引き受けた後、又は外国信書便事業者から信書便物を引き渡された後、速やかに行わなければならない。

2 前項の表示は、次に掲げる事項を信書便物の表面に明瞭に記載しなければならない。

- 一 信書便物であることを示す表示
- 二 一般信書便事業者の氏名若しくは名称又は一般信書便事業者を示す標章
- 三 信書便物を引き受けた日
- 四 外国信書便事業者と協定又は契約を締結して行う国際信書便の役務により外国にあてて送達される信書便物にあっては、前三号に掲げる事項のほか、当該信書便物を取り扱う当該外国信書便事業者の氏名若しくは名称又は当該外国信書便事業者を示す標章

(還付できない信書便物の開披の方法)

第二十九条 一般信書便事業者は、法第二十一条第一項の規定により信書便物を開くときには、その事業場において信書便管理規程に基づき選任された信書便の業務を管理する者（第三十一条において「信書便管理者」という。）の立会いの下でこれを行い、当該信書便物を送達し、又は還付するために必要な事項を確認した後は、直ちに当該信書便物を修補しなければならない。

(開いてもなお還付できない信書便物の管理の方法)

第三十条 一般信書便事業者は、法第二十一条第二項の規定により信書便物を管理するときには、前条の規定による修補を行った後、その事業場の施錠できる場所において当該信書便物を保管し、その交付の請求又は照会に対して、速やかに回答できるようにするため、その処理状況を記録しなければならない。

2 一般信書便事業者は、前項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあつては、その保管を開始した日から三月以内にその交付を請求する者がいないときには、当該信書便物に記された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくはき損のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあつては、これを売却することができる。この場合において、当該一般信書便事業者は、売却費用を控除した売却代金の残額を保管しなければならない。

3 一般信書便事業者は、第一項の規定により当該信書便物の保管を開始した日から一年以内にその交付を請求する者がいないときには、前項の規定により売却された有価物以外の有価物及び同項の規定により保管される売却代

金を処分することができる。

(信書便管理規程の認可の申請)

第三十一条 法第二十二條第一項の認可を受けようとする者は、様式第十四の申請書に、信書便管理規程（変更の認可申請の場合は、信書便管理規程の新旧対照）を添えて提出しなければならない。

2 法第二十二條第一項の信書便管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 信書便管理者の事業場ごとの選任及び次に掲げる事項を職務に含むその具体的な職務の内容
 - イ 信書便の業務の監督
 - ロ 顧客の情報及び信書便物の管理
- 二 信書便差出箱の点検その他の管理方法及び信書便物の引受け、配達その他の信書便の業務における信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法
- 三 事故若しくは犯罪行為の発生又は犯罪捜査時の信書便管理者その他の信書便の業務に従事する者がとるべき報告、記録その他の措置
- 四 信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施

(業務の委託の認可の申請)

第三十二条 法第二十三條第一項の認可を受けようとする者は、様式第十五の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 受託者が法第八条各号に該当しないことを示す書類
 - 二 委託契約書の写し
 - 三 信書便物の授受の方法その他の委託の実施方法に関する細目を記載した書類
- 2 前項の規定による申請書の提出は、総務大臣がその都度の申請の必要がないと認める場合においては、一定の期間内の委託に関し一括して行うことができる。この場合においては、申請書の記載事項及び添付書類のうち総務大臣が必要がないと認めるものの記載及び添付を省略することができる。

(他の一般信書便事業者との協定等の認可の申請)

第三十三条 法第二十四條第一項の認可を受けようとする者は、様式第十六の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 協定書又は契約書の写し
- 二 協定又は契約の実施方法の細目を記載した書類

(外国信書便事業者との協定等の認可の申請)

第三十四条 法第二十五條の認可を受けようとする者は、様式第十七の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 協定書又は契約書の写し
- 二 協定又は契約を締結しようとする外国信書便事業者に関する次に掲げる書類
 - イ 協定又は契約を締結しようとする相手方が外国において当該外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができることを証する書類
 - ロ 外国信書便事業者の取扱中における信書便物の責任に関する事項が適正かつ明確に定められている当該外国信書便事業者の約款その他の取扱内容を記載した書類

第三章 特定信書便事業

(事業の許可の申請)

第三十五条 法第三十條第一項の申請書は、様式第十八によるものとする。

(事業計画)

第三十六条 法第三十條第一項第二号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定信書便役務の種類

- 二 信書便物の引受けの方法
- 三 信書便物の配達の方法
- 四 法第二条第七項第二号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合にあっては、前三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項
 - イ 提供区域又は区間
 - ロ 信書便物の送達に用いる送達手段
 - ハ 信書便物の送達が車両によって行われる場合にあっては、その事業の計画が道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守するために適切なものであることを示す事項
- 五 国際信書便の役務にあっては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名

（添付書類）

第三十七条 法第三十条第二項の事業収支見積書は、様式第二によるものとする。

2 法第三十条第二項の総務省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- 一 信書便管理規程の概要を記載した書類
 - 二 信書便の業務の一部を委託する場合は、受託者との契約書の写し又はその計画を記載した書類
 - 三 他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結する場合は、その者との協定書若しくは契約書の写し又はその計画を記載した書類
 - 四 特定信書便役務の内容を記載した書類
 - 五 信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合であって行政庁の許可その他の処分を要するときは、その許可証等の写し（許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し）又はその手続の状況を記載した書類
 - 六 事業開始予定の日を記載した書類
 - 七 様式第三による事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - 八 国際信書便の役務を提供する場合は、当該役務に係る外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができることを証する書類
 - 九 当該許可を受けようとする申請者の次に掲げる区分に応じ、次に掲げる書類
 - イ 既存の法人 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに役員又は社員の名簿及び履歴書
 - ロ 株式会社を設立しようとする者 定款の謄本、発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書並びに株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
 - ハ ロ以外の法人を設立しようとする者 定款又は寄附行為の謄本並びに発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
 - ニ 個人 資産目録、氏名、住所及び生年月日を証する書類並びに履歴書
 - ホ 外国人 国内における住所又は居所を証する書類
 - ヘ 外国法人 国内における代表者の氏名並びに主たる営業所の名称及び所在地を証する書類
 - 十 法第八条各号に該当しないことを示す書類
- 3 法第二十九条の許可及び法第三十三条において準用する法第二十二条第一項の認可の申請を同時に行う場合にあっては、法第三十条第二項の総務省令で定める事項を記載した書類は、前項の規定にかかわらず、同項第二号から第十号までに掲げる書類とする。

（事業の休止及び廃止の届出）

第三十八条 法第三十二条の届出をしようとする者は、様式第十九の届出書を提出しなければならない。

（軽微な変更の届出）

第三十九条 法第三十三条において準用する法第十二条第三項の総務省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更は、次のとおりとする。

- 一 特定信書便役務の種類の変更及びこれに伴う事業計画記載事項の変更
- 二 法第二条第七項第二号に係る特定信書便役務の提供区域又は区間の変更（減少するものに限る。）

- 三 法第二十九条の規定に基づく特定信書便事業の許可又は法第三十三条において準用する法第十二条第一項の規定に基づく事業計画の変更の認可に係る第三十七条第二項第八号の書類により証された信書の送達の事業を行うことができる国の範囲内（地域である場合にあっては、当該地域の範囲内）における取扱地の変更
- 2 法第三十三条において準用する法第十二条第三項の規定による届出は、様式第六の届出書に、第三十七条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて提出しなければならない。

（準用）

第四十条 第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条から第三十四条までの規定は特定信書便事業者について準用する。この場合において、第十二条及び第十四条中「第七条」とあるのは「第三十七条」と、第十五条第五号及び第十六条第四号中「第七条第二項第八号及び第九号」とあるのは「第三十七条第二項第九号及び第十号」と、第十七条第四号中「第七条第二項第九号」とあるのは「第三十七条第二項第十号」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

（報告書の提出）

- 第四十一条 法第三十六条第一項の規定により、一般信書便事業者又は特定信書便事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に当該年度に係る営業報告書を、毎年七月十日までに前年四月一日から当年三月三十一日までの期間に係る事業実績報告書を提出しなければならない。
- 2 前項の営業報告書は、様式第二十の営業概況報告書、貸借対照表及び損益計算書によるものとし、同項の事業実績報告書は、様式第二十一の信書便事業実績報告書によるものとする。

（臨時の報告）

- 第四十二条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者は、前条に定める報告書のほか、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。
- 2 総務大臣又は総合通信局長は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

（立入検査の身分証明書）

第四十三条 法第三十六条第三項の証明書は、様式第二十二によるものとする。

（意見の聴取の公告及び予告）

- 第四十四条 総務大臣は、法第三十九条に規定する意見の聴取をしようとするときは、意見聴取会を開始すべき日の十日前までに、意見聴取会の期日、場所及び事案の要旨を公告するものとする。
- 2 総務大臣は、意見の聴取をしようとするときは、意見の聴取を開始すべき日の十日前までに、意見聴取会の期日、場所及び事案の要旨をその処分に係る者又はその異議申立人若しくは審査請求人に予告しなければならない。

（意見聴取会）

- 第四十五条 意見聴取会は、総務大臣の指名する職員が議長として主宰する。
- 2 議長は、必要があると認めるときは、関係行政庁の職員、学識経験者その他の参考人に対し、意見聴取会に出席を求めることができる。
- 3 利害関係人又はその代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、文書をもって、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。
- 4 意見聴取会においては、最初に異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人に異議申立て又は審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。
- 5 意見聴取会においては、異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人が出席しないときは、議長は異議申立て又は審査請求の朗読をもってその陳述に代えることができる。
- 6 異議申立人若しくは審査請求人、これらの利害関係人又はこれらの代理人は、意見聴取会において証拠を提示

し、又は意見を述べることができる。

- 7 議長は、議事を整理するため必要があると認めるときは、陳述又は証拠の提示を制限することができる。
- 8 議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。
- 9 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。
- 10 議長は、前項の規定により意見聴取会を延期し、又は続行する場合は、次回の意見聴取会の期日及び場所を定め、これを公告し、異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人にこれを通知しなければならない。

(調書)

第四十六条 議長は、意見の聴取に際しては、調書を作成しなければならない。

- 2 調書には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名しなければならない。
 - 一 事案の件名
 - 二 意見聴取会の期日及び場所
 - 三 議長の職名及び氏名
 - 四 異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人の住所及び氏名
 - 五 出席した利害関係人又はその代理人の住所及び氏名
 - 六 出席した行政庁の職員、学識経験者その他の参考人の氏名
 - 七 陳述の要旨
 - 八 証拠が提示されたときは、その旨
 - 九 その他参考となるべき事項
- 3 異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人は、当該事案の調書を閲覧することができる。書面をもって当該事案について利害関係のあることを疎明した者及びその代理人も同様とする。

(権限の委任)

第四十七条 法第四十二条の規定により、特定信書便事業（その提供する信書便の役務のうち二以上の総合通信局長の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を含むものを除く。）に関する総務大臣の権限（法第三十三条において準用する法第二十七条及び第二十八条（第一号の規定による許可の取消しに係るものに限る。以下この条において同じ。）、法第三十七条並びに法第三十八条（法第三十三条において準用する法第二十七条及び第二十八条の規定による処分に係るものに限る。）に規定するものを除く。）は、総合通信局長に委任する。ただし、法第三十六条第一項及び第二項に規定する権限については、総務大臣が自ら行うことを妨げない。

(届出)

- 第四十八条 一般信書便事業者及び特定信書便事業者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときには、その旨を当該各号に掲げる総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。
- 一 法第六条又は第二十九条の規定により一般信書便事業又は特定信書便事業を開始した場合 当該一般信書便事業又は特定信書便事業の許可をした総務大臣若しくは総合通信局長
 - 二 法第十三条第一項（法第三十三条において準用する場合を含む。）に規定する一般信書便事業若しくは特定信書便事業の譲渡し及び譲受け又は同条第二項（法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による法人の合併若しくは分割が終了した場合 当該事項の認可をした総務大臣又は総合通信局長
 - 三 法第十五条第一項又は第三十二条の規定により休止していた一般信書便事業又は特定信書便事業を再開した場合 当該一般信書便事業の休止の許可をした総務大臣又は当該特定信書便事業の休止の届出を受理した総務大臣若しくは総合通信局長
 - 四 法第二十三条第一項（法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定により信書便の業務の一部を委託していた一般信書便事業者又は特定信書便事業者がその委託を廃止した場合 当該委託を認可した総務大臣又は総合通信局長
 - 五 法第二十四条第一項又は第二十五条（これらの規定を法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定により他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と協定若しくは契約を締結していた一般信書便事業者又は特定信書便事業者がその協定若しくは契約を廃止した場合 当該協定若しくは契約

を認可した総務大臣又は総合通信局長

六 法第二十六条又は第二十七条（これらの規定を法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による命令を実施した場合 当該命令を発した総務大臣又は総合通信局長

七 一般信書便事業者又は特定信書便事業者たる法人であって、役員又は社員に変更があった場合 当該一般信書便事業又は特定信書便事業の許可をした総務大臣又は総合通信局長

2 前項の届出は、届出事由の発生した後遅滞なく（同項第七号に掲げる場合（代表権を有しない役員又は社員に変更があった場合に限る。）にあっては前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに）行わなければならない。

3 第一項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出事項に関し、法人の設立、合併又は分割があったときは、その登記簿の謄本、役員又は社員に変更があったときは、新たに役員又は社員になった者が法第八条第一号及び第二号の規定に該当しない旨の宣誓書を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 届出事項

三 届出事由の発生の日

（書類の提出）

第四十九条 法及びこの省令の規定により総合通信局長に提出すべき申請書又は届出書は、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する総合通信局長に提出しなければならない。

2 法及びこの省令の規定により総務大臣に提出すべき申請書又は届出書は、申請又は届出をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長を経由して提出することができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月三十一日総務省令第六十五号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月十九日総務省令第四十二号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年四月二十六日総務省令第七十五号）

この省令は、会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則（平成十九年三月三十一日総務省令第五十号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年十一月二十八日総務省令第二百二十七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

別表（第四条関係）

重量	地帯		
	第一地帯	第二地帯	第三地帯
250グラムまで	1,200円	1,400円	1,600円
250グラムを超え 500グラムまで	1,500円	1,800円	2,200円
500グラムを超え 1キログラムまで	2,200円	2,800円	3,600円
1キログラムを超え 2キログラムまで	2,900円	4,100円	5,700円
2キログラムを超え 3キログラムまで	3,600円	5,400円	7,800円
3キログラムを超え 4キログラムまで	4,300円	6,700円	9,900円

（備考）各地帯の地域の明細については、付表に掲げるところによる。

付表 各地帯の地域の明細表

■ 第1地帯

アジア			
アフガニスタン	北朝鮮	パラオ	マカオ
アメリカ合衆国の海外領土 ウェーキ 北マリアナ諸島 グアム ミッドウェイ諸島	シンガポール	バングラデシュ	マレーシア
	スリランカ	東ティモール	ミクロネシア
	タイ	フィリピン	ミャンマー
	大韓民国	ブータン	モルディブ
	台湾	ブルネイ	モンゴル
インド	中華人民共和国	ベトナム	ラオス
インドネシア	ネパール	香港	
カンボジア	パキスタン	マーシャル	

■ 第2地帯

オセアニア地域			
オーストラリア	ツバル	ニュージーランド	フィジー
キリバス	トンガ	バヌアツ	仏領ポリネシア
サモア	ナウル	パプアニューギニア	その他のオセアニアの諸島
ソロモン	ニュー・カレドニア	ビトケアン	

北米、中米及び西インド諸島

アメリカ合衆国	ガドループ	セントクリストファー・ネイビス	パナマ
アメリカ合衆国の海外領土 プエルトリコ 米領ヴァージン諸島	カナダ	セントビンセント	バハマ
	キューバ	セントルシア	バミューダ諸島
	グアテマラ	タークス及びカイコス諸島	バルバドス
アンギラ	グレナダ	ドミニカ	ベリーズ
アンティグア・バーブーダ	ケイマン諸島	ドミニカ共和国	ホンジュラス
英領ヴァージン諸島	コスタリカ	トリニダード・トバゴ	マルチヌーク
エルサルバドル	サンピエール及びミクロン	ニカラグア	メキシコ
オランダ領アンティール及びアルバ	ジャマイカ	ハイチ	モントセラト

ヨーロッパ

アイスランド	キルギス	スロバキア	ポーランド
アイルランド	グルジア	スロベニア	ボスニア・ヘルツェゴビナ
アゼルバイジャン	クロアチア	セルビア	ポルトガル (アゾレス諸島及び マデイラ諸島を含む。)
アルバニア	サンマリノ	タジキスタン	
アルメニア	ジブラルタル	チェコ	
アンドラ	ジャージー	デンマーク	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
イタリア	スイス	ドイツ	マルタ
ウクライナ	スウェーデン	トルクメニスタン	モナコ
ウズベキスタン	スペイン	ノルウェー	モルドバ
英国	スペインの海外領土 カナリー諸島 ジャデュー セウタ チャファリナス諸島 バレアレス諸島 メリリア	バチカン	モンテネグロ
エストニア		ハンガリー	ラトビア
オーストリア		フィンランド	リトアニア
オランダ		フランス	リヒテンシュタイン
ガーンジー		ブルガリア	ルーマニア
カザフスタン		ベラルーシ	ルクセンブルク
ギリシャ		ベルギー	ロシア

中近東地域

アラブ首長国連邦	イラン	クウェート	バーレーン
イエメン	オマーン	サウジアラビア	ヨルダン
イスラエル	カタール	シリア	レバノン
イラク	キプロス	トルコ	

第3地帯

アフリカ

アセンション	コートジボワール	ソマリア	マラウイ
アルジェリア	コモロ	タンザニア	マリ
アンゴラ	コンゴ共和国	チャド	南アフリカ共和国
ウガンダ	コンゴ民主共和国	中央アフリカ	モーリシャス
エジプト	サントメ・プリンシペ	チュニジア	モーリタニア
エチオピア	ザンビア	トーゴ	モザンビーク
エリトリア	シエラレオネ	トリスタン・ダ・クーニャ	モロッコ
ガーナ	ジブチ	ナイジェリア	リビア
カーボヴェルデ	ジンバブエ	ナミビア	リベリア
ガボン	スーダン	ニジェール	ルワンダ
カメルーン	スワジランド	ブルキナファソ	レソト
ガンビア	セーシェル	ブルンジ	レユニオン
ギニア	赤道ギニア	ベナン	
ギニアビサウ	セネガル	ボツワナ	
ケニア	セント・ヘレナ	マダガスカル	

南米

アルゼンチン	コロンビア	フォークランド諸島(マルヴィナス諸島)	ペルー
ウルグアイ	スリナム	仏領ギアナ	ボリビア
エクアドル	チリ	ブラジル	
ガイアナ	パラグアイ	ベネズエラ	

信書便に関するお問い合わせ先

名称	管轄区域	住所	電話番号・FAX・E-mail
北海道 総合通信局	北海道	〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 12階	信書便監理官 TEL：011-709-2311 (内線：4684) FAX：011-709-2481 E-mail：soudan-hokkaido@soumu.go.jp http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/contents.htm#contents2
東北 総合通信局	青森県・岩手県 宮城県・秋田県 山形県・福島県	〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 12階	信書便監理官 TEL：022-221-0631 FAX：022-221-0612 E-mail：tohoku-shinshobin@soumu.go.jp http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/annai/index.html
関東 総合通信局	茨城県・栃木県 群馬県・埼玉県 千葉県・東京都 神奈川県・山梨県	〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 22階	信書便監理官 TEL：03-6238-1642 FAX：03-6238-1649 E-mail：kanto-shinshobin@soumu.go.jp http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/com/shinsho/gaiyo/index.html
信越 総合通信局	新潟県・長野県	〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎 5階	信書便監理官 TEL：026-234-9932 FAX：026-234-9969 E-mail：shinetsu-shinshobin@soumu.go.jp http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/sbt/tsusin/shinsho/shinsho_index.htm
北陸 総合通信局	富山県・石川県 福井県	〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 6階	信書便監理官 TEL：076-233-4428 FAX：076-233-4499 E-mail：d-pba@soumu.go.jp http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/shinshobin/index.html
東海 総合通信局	岐阜県・静岡県 愛知県・三重県	〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 4階	信書便監理官 TEL：052-971-9116 FAX：052-971-9118 E-mail：info-tokai@soumu.go.jp http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/sinshobin/index.html
近畿 総合通信局	滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県 奈良県・和歌山県	〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館 4階	信書便監理官 TEL：06-6942-8596 FAX：06-6942-9014 E-mail：kinki-shinshobin@soumu.go.jp http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/shinsho/index.html
中国 総合通信局	鳥取県・島根県 岡山県・広島県 山口県	〒730-8795 広島市中区東白島町19-36 1階	信書便監理官 TEL：082-222-3400 FAX：082-221-0075 E-mail：chugoku-shinshobin@soumu.go.jp http://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/shinsho/index.html
四国 総合通信局	徳島県・香川県 愛媛県・高知県	〒790-8795 松山市宮田町8-5 6階	信書便監理官 TEL：089-936-5031 FAX：089-936-5007 E-mail：shikoku-shinshobin@soumu.go.jp http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/kobetsukoumoku/shinshobin.html
九州 総合通信局	福岡県・佐賀県 長崎県・熊本県 大分県・宮崎県 鹿児島県	〒860-8795 熊本市二の丸1-4 熊本合同庁舎第2号館 4階	信書便監理官 TEL：096-326-7848 FAX：096-356-3523 E-mail：kyusyu-shinshobin@soumu.go.jp http://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/other/#b
沖縄総合 通信事務所	沖縄県	〒900-8795 那覇市東町26-29 4階	信書便監理官 TEL：098-865-2388 FAX：098-865-2311 E-mail：okinawa-shinshobin@soumu.go.jp http://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/sinsho/top.html

総務省 情報流通行政局 郵政行政部 信書便事業課

〒100-8926 千代田区霞ヶ関2-1-2 TEL：03-5253-5974・5976 FAX：03-5253-5979
E-mail：shinshobin@soumu.go.jp ホームページ：http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho_top.html